

行政常任委員会

令和 3 年 9 月 2 2 日（水）

午前 9 時 5 9 分開 会

○南委員長 おはようございます。連日、お疲れのところ御苦労さんでございます。

それでは、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

今委員会は 2 2 日から 3 0 日で 6 日間を予定しております。2 日間予算審査、それから決算審査は 4 日を予定しておりますので、御協力のほどお願いをいたします。

それでは、まず最初に市長から御挨拶を賜ります。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様におかれましては、昨日の議会の一般質問終了後、本日から行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては……。

○南委員長 かけてください、市長。

○加藤市長 ありがとうございます。

議案 4 7 号、尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてから、議案第 6 0 号、尾鷲市都市計画マスタープランについてまでの決算関係 5 議案を含む 1 4 議案であります。

それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございます。

○南委員長 報告事項のほうもお願いします。

○加藤市長 すみません、この行政常任委員会を活用させていただきまして、今ちょっと 2 点、委員の皆さん方に御報告させていただきたいと思っております。

一つはコロナワクチンの接種状況でございます。

昨日 9 月 2 1 日の段階で、第 1 回目を接種された方が 1 万 3, 4 7 7 名、全体の対象者の 8 3. 6 %。2 回目接種された方につきましては 1 万 2, 4 9 4 の 7 7. 5 %。

各年代別に見てみますと、6 5 歳以上の方々につきましては接種率が 8 9. 5、1 回目が。2 回目が 8 7. 3 %でございます。

16歳から64歳につきましては1回目接種が80%を超えました、80.6%。
2回目接種の方が72.1。

あと、12歳から15歳までの方につきましては、1回目の接種は一応38.2%まで上がってきました。2回目接種の方は8.2%です。

まずは、12歳から15歳までの方々につきましては、9月末まで個別接種をしながら優先的に接種を行いたいということ。そういう告知もさせていただいておりまして、広く募集させていただきたいと。

9月19日で集団接種につきましては、一応終了させていただきました。後ほどは、あとは個別接種で対応していきたいと思っております。

最終的に見通しでございますのですけれども、接種希望者の方々については大体10月の中旬頃、20日までには接種が終了する予定で、今、取組を行っております。

コロナワクチン接種については以上でございます。

次に、今度延期になりました三重国体の件につきまして、ちょっと御報告申し上げたいと思っております。

今朝の中日新聞に掲載されておりましたのですけれども、三重国体が当初、今回の三重国体を中止して6年間延期するということで、一応、各市町のヒアリングを県のほうで行っておりましたのですけれども、結果的に三重県の方針としては三重とこわか国体を、延期を断念する方向で現在調整中であるということでございます。

その理由につきましては、各自治体から、やはり費用負担、非常にこれが大きくなるというようなことで、6年後に開催するということについては多くの自治体からそれに対する反対が多かったということをお聞きしております。

そういったことにおきまして、県はその件を踏まえて、本日、県議会の全員協議会で議員の方々に説明すると、それを開催するということをお聞きしております。

これは、一応そういう調整段階に入って、最終的には9月24日に開かれます国体実行委員会の総会で正式に延期の可否についてそこで決定すると、そういう報告を受けましたので、まずもって委員の皆さん方に御報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

(発言する者あり)

○南委員長 どういうことですか。

(「コロナの……」と呼ぶ者あり)

○南委員長 コロナのほうは福祉のときにも聞いていただきたらと思いますので、あくまでも報告ということでお願いいたします。

それでは、予算審査のほうに入りたいと思います。

それでは、財政課所管の議案第50号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第8号)の議決についての説明をお願いいたします。

○岩本財政課長 財政課です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第50号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第8号)の議決についてのうち、財政課に係る予算について、補正予算書並びに委員会資料に基づき、御説明申し上げます。

まず、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億9,006万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ105億2,300万7,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容について御説明を申し上げます。

12、13ページを御覧ください。

歳入でございます。9款1項1目地方特例交付金30万1,000円の減額は、交付額の確定によるものでございます。

次に、10款1項1目地方交付税は3億8,058万4,000円を増額し、計40億3,858万4,000円とするもので、これは普通交付税の交付額確定によるものでございます。

なお、後ほど説明させていただきます臨時財政対策債が4,590万円の減額となりましたので、普通交付税と臨時財政対策債の合算額では3億3,468万4,000円の増額となります。

今回増額となった要因でございますが、当初予算におきましては、昨年度行われました国勢調査による人口減少の影響額を見込んで、普通交付税と臨時財政対策債を合わせて前年度比約1億600万円の減額で予算計上しておりましたが、今回この国勢調査人口の減少影響額を上回る増額要因がありまして、逆に前年度比約2億2,800万円の増加となったためでございます。

増加要因の主なものは、本年度から地域デジタル社会推進費が新たな項目として算入されたことにより約7,000万円、高齢者保健福祉費の単位費用の増加により、同じく約7,000万円、地域振興費の補正係数の増加により約5,800万円

と、それぞれ増加したものでございます。

次に、14、15ページを御覧ください。

最下段にございます17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金2,660万円のうち財政課分は災害等対策寄附金100万円の増額で、これは市内1事業者から御寄附を頂いたものでございます。

続きまして、16、17ページを御覧ください。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、8目都市計画事業基金繰入金500万円の増額は、都市計画事業の認可を受けた尾鷲都市計画火葬場事業の本年度事業費に対する繰入れでございます。

同じく2項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業会計繰入金154万円の増額及び2目後期高齢者医療事業会計繰入金11万7,000円の増額は、いずれも令和2年度決算に伴う精算分として一般会計に繰り入れるものでございます。

続きまして、18、19ページを御覧ください。

21款市債、1項市債、4目農林水産業債880万円の増額は、一般林道整備事業債700万円及び漁港整備事業債180万円のそれぞれ追加。同じく5目土木債350万円の増額は、起債対象事業費の増加による道路整備事業債150万円及び河川整備事業債200万円のそれぞれ増額でございます。

また、8目臨時財政対策債につきましては、普通交付税の算定において臨時財政対策債への振替額が当初予測より減少したことにより4,590万円を減額し、2億8,710万円とするものでございます。

次に、20、21ページを御覧ください。

歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費は5億5,359万4,000円を増額し、計7億5,575万1,000円とするものでございます。内訳ですが、財政調整基金積立金5億3,909万8,000円は前年度繰越金や普通交付税の増額等によるもの。一番下の災害等対策基金積立金につきましては、今回御寄附を頂きました100万円を同基金に積み立てるものでございます。

その他の基金積立金につきましては、前年度の基金充当事業の事業費確定に伴う執行差額の積み戻し等でございます。

ここで、委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の補正予算を踏まえた基金残高でございます。

財政調整基金につきましては、5億3,909万8,000円を積み立てることにより、補正後残高は11億9,885万7,000円となります。

以下記載のとおりでございます。補正後の基金残高合計は21億4,446万7,000円となる見込みでございます。

補正予算書にお戻りをいただきまして、28、29ページを御覧ください。

中ほどにあります4款衛生費、6項病院費、1目病院費の財源更正は、ふるさと応援基金繰入金の充当替えによるものでございます。

続きまして、36、37ページを御覧ください。

11款公債費、1項公債費、1目元金144万6,000円の増額、2目利子564万3,000円の減額は、令和2年度の市債借入額及び利率の確定等による増減でございます。

続きまして、7ページにお戻りをお願いします。

第3表地方債補正でございます。追加が2件、変更が3件ございまして、内容につきましては歳入のほうで説明させていただいたとおりでございます。

議案50号に係る財政課からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○南委員長 ありがとうございます。

財政課の議案予算説明は以上でございます。御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

○中村委員 ちょっとお尋ねしたいんですけども、今回コロナの影響ですか、使われなかった予算というのがいろいろあったんじゃないかな、不用額というのが何かたくさん出てきたような気がするんですけども、これらって来年度の予算のときに何か反映というのか、されていくんですか。それはないんですか。例えば、2年続いたイベントは次のときに、反対に、残った予算を倍につけるとか、もうまた、やめてしまうとか何か、そういういろいろなあれって何かありますか、分かたらちょっと教えていただきたいんですけども、予算に反映されるかどうか。

○南委員長 答えられる範囲で。

○岩本財政課長 確かに2年度において中止となったイベント等もたくさんありましたので、それについては今回の前年度繰越金のほうで歳入された分の中にも含まれております。ですので、来年度当初予算についてはまだ未定ですけども、平常どおりの予算規模で行うのか、また、多少増額するのかというところはこれから議論されるということになると思います。

○中村委員 ありがとうございます。各課でそれは決めるというのか、上がって

くるということですか。ごめんなさい。

○南委員長 決算審査の中でそういった、各課でイベント中止の予算が上がって、不用額として今回、財調のほうへ入れてもらって、決算審査のときに細かく聞いていただければ分かると思いますので。

○中村委員 ありがとうございます。

○南委員長 よろしく申し上げます。

○濱中委員 さっきデジタル社会とか老人福祉とか、地域創生の中で増額されたものが何点かありましたけれども、これはここの尾鷲市の企画なり事業なりによって増やされたものなのか、自動的に国からこういうものが入ってきたのか、それだけ。

○岩本財政課長 全て国の政策によって増えてきた分でございます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 では、ないようですので、財政課の所管の予算審査は終了させていただきます。ありがとうございました。

次に、総務課に入ってください。

よろしいですか、総務課長。

○竹平総務課長 はい。

○南委員長 それでは、総務課は議案第48号、尾鷲市個人情報保護条例及び尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてのみでございますので、議案第48号の条例改正説明をお願いいたします。

○竹平総務課長 総務課です。よろしく申し上げます。

それでは、総務課に係る議案第48号、尾鷲市個人情報保護条例及び尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

議案書の5ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

議案第48号、尾鷲市個人情報保護条例及び尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてにつきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、同法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムの設置、管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことに伴い、尾鷲市個人情報保護条例第21条の2で定める情報提供等記録の訂正を実施した場合の通知先である総務大臣を内閣総理大臣

に、同法第19条に第4号として、特定個人情報を提供できる場合として従業者等であったものが、他の使用者等における従業者になった場合において、当該従業者等の同意を得て、他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供することが可能となる項目が新たに1号追加されたため、同条を引用している条文を改正するものでございます。

また、尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例においても、番号法の引用している条文を改正するものでございます。

以上、上位法の改正により引用している条文及び号ずれの解消を行うものでございます。

総務課の説明は以上です。

○南委員長 説明は以上でございます。

御指摘のある方は御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、議案48号の審査を終了いたします。ありがとうございました。

次に、政策調整課に入ってください。

それでは、政策調整課は議案50号と議案59号、過疎対策の、あるんですけども、まず、議案第50号、補正予算の説明のほうからお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくをお願いいたします。

では、議案第50号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第8号)の議決について、当課に係る部分を御説明申し上げます。

最初に歳入についてでございますが、補正予算書の14、15ページを御覧ください。通知させていただきます。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金のうち、次のページに記載がございます2,560万円の増額は、市有林を舞台にカーボンニュートラルの取組と尾鷲ヒノキ林業の伝統的な林業生業とが連携する仕組みづくりを目指すみんなの森プロジェクト事業に対する支援としての地方創生応援寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税によるもの入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。補正予算書20ページ、21ページを御覧ください。通知いたします。

ここでは、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、企画振興事業負担金5万円の増額は、三重広域連携スーパーシティ推進協議会の会費でございます。

御説明申し上げますと、三重広域連携スーパーシティ推進協議会は、多気町のVISIONを拠点に、県中南勢・東紀州地域などの広域エリアにおいて、AI、ビッグデータを利用した複数分野の最先端技術を組み合わせて、地方自治体と企業が一体となり、高齢化や過疎化、観光振興、防災等地域の社会課題の解決を目指すことを目的に設立されており、本市も令和2年度から参加しております。この協議会におきまして令和3年度から会費が必要となったことから、今回計上をお願いするものでございます。

続いて、交通体系関係事務費、登記手数料16万5,000円の増額は、尾鷲総合病院前に移設・統合するバス停整備に伴い、市所有地の一部を道路用地として国へ移管するため、必要部分の分筆登記にかかる費用でございます。

なお、紀勢国道事務所が資するバス停移設工事につきましては年内の整備完了を予定しているとお聞きしております。

以上で、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○南委員長 予算説明は以上でございます。

御指摘のある方、御発言をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 じゃ、ないようですので、ちょっと私のほうから、今のスーパーシティの年会費なんですけれども、市内の業者もブースで多分、恐らく入っていると思うんですけど、それ、分かっている範囲でやったら、多気のあれでしょう、これ。多気町の。分かっている範囲で。

○三鬼政策調整課長 委員長おっしゃられるのは出店の事業者のことかとは思いますが、今回私たちが加入させていただきますのは協議会といたしまして、そういうAI、ビッグデータを活用した、いわゆるスーパーシティのほうでございまして、事業者は参画数2社というふうに認識しておりますけど、その会費とはちょっと……。

○南委員長 いや、それは分かっているもので、協議会とブースで入っているの。それでもし把握できておったら、その範囲だけ。

○三鬼政策調整課長 金額ですか。

○南委員長 いやいや、入っておる業者が何件くらいかというふうに。

- 三鬼政策調整課長 出店は2社というふうに記憶しております。2社というふうに認識しております。2社。
- 南委員長 2社ね。ありがとうございました。
- 小川委員 この5万円なんですけど、何市町か入っていると思うんですけど、一律みんな5万円ですか。
- 三鬼政策調整課長 一律5万円が基本的な会費でございます。
- 小川委員 これ、何市町あるのかちょっと教えていただきたいのと、この間テレビで見たんですけど、多気の町長さん、6町か5町でやっていくというようなこと、テレビで言っておったんですけど、それとは関係ないんですか。
- 三鬼政策調整課長 テレビ等で放映されていまして6町で進めているのは特区申請と申しまして、いわゆる協議会の中でも特区申請を目的に、6町が既に申請をしている、いわゆる特区申請の部門がございます。私たちが今確認しているのはその特区申請には入っていないくて、基本的には広くスーパーシティ構想の協議会の会員として、今回5万円の分はお願いするものでございます。ですので、6町とは、協議会を広く入っている中から6町だけが特区申請をしたという形で報道されております。
- 小川委員 6町だけが何か利益があるというか、何かあるようなそんな気もするんですけど、ただ単に、仲間に入れてもらうのに5万円を払って仲間入りしておるだけかなという気もするので、そんなことはないんですか。
- 三鬼政策調整課長 確かに特区申請を目指しているところは既にいろんな議論がなされておって、その特区の中のどういう部門にという強い目的を持っていらっしゃる場所が多く参加しております。
- 確かに協議会全般には特区でいただいたことも含めて、フィードバックがあることを前提に私たちも参画をして、いわゆる今後の観光振興や産業振興につなげたいという思いでございますので、その辺は十分協議してお願いしたいと思っております。
- 南委員長 よろしいですか。他にございませんか。
- 仲委員 このスーパーシティ推進協議会なんですけど、説明の中では地方企業体と自治体が一体となってやると。AIとかビッグデータの利用というのはあるんだけど、そもそもの狙いというのは、会費はそれでいいと思うんですけど、推進協議会のそもそもの地方自治体、特に尾鷲市の狙いというのは一言で何ですか。
- 三鬼政策調整課長 今回、この協議会で追求させていただいているのは、広く言えば、いわゆる高齢化、過疎化に対しての地域共通の課題を解決するために、い

いわゆる企業と組んでA I、ビッグデータを活用した最先端技術を導入していこうというのですが、大きくは観光客をこちらに呼び込む、新しい人の流れを生み出すことを一つの大きな目標に、私たちは参加をしております。

○仲委員　やはりこの多気町にできつつあるスーパーシティの関係の中で、東紀州のほうへもっと人の流れをつくっていきたいという連携という考え方でよろしいですね。

○三鬼政策調整課長　ちょっと補足しますと、人と物の流れを生み出すことを目的に、今後進めていきたいと思っています。

○南委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　それでは、ないようですので、次の議案第59号、尾鷲市過疎地域持続的発展計画についての説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長　それでは続いて、議案第59号、尾鷲市過疎地域持続的発展計画について御説明いたします。

皆様、計画冊子は御覧いただいてよろしいでしょうか。お手元にない方は配付します。

○南委員長　タブレットのほうで。

○三鬼政策調整課長　よろしいですか。

今からの説明は冊子を基に説明すると同時に、8月11日に御説明申し上げました前回の計画との変更点がございますので、冊子とタブレットでちょっと分けて通知させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

尾鷲市過疎地域持続的発展計画につきましては、先月11日に開催いただきました行政常任委員会にて御説明をさせていただきましたが、委員からいただきました御意見、また、市民からのパブリックコメント、三重県との調整を踏まえて内容を一部変更し、整理をさせていただきましたので、変更点を中心に御説明をさせていただきます。

初めに、パブリックコメントの内容について御説明を申し上げます。

委員会資料1ページ、資料1を御覧ください。通知いたします。

ここには、本計画に関してパブリックコメントを実施させていただきました、5名の方から13件の御意見をいただいております。一部重複しますので内容を分類別に申し上げますと、主な内容につきましては、概略として娯楽施設等を通して定住人口の維持に努めてほしいという御意見が、まずございました。

また、安全安心なまちづくりに向けた防災対策の強化に対する御意見が複数ございました。

また、市民の命を守る救急医療体制に対する御意見、認定こども園などの教育、保育に関する御意見、市の財政力に対する御意見など幅広くあり、それに対する本市の考えを付して市ホームページで既に公表いたしております。それらも含めて、今後の修正案に対応させていただきますので御説明申し上げます。

修正点を申し上げます前に、いま一度本計画の策定経緯について説明の後、主な変更点を説明させていただきます。参考として、8月11日に開催いただきました行政常任委員会資料を通知いたしますので、それを御覧ください。

本市は平成22年に改正された過疎地域自立促進特別措置法（旧過疎法）に基づき過疎地域として指定されておりました、その際に本計画案の前身となる「尾鷲市過疎地域自立促進計画」を策定しております。

旧過疎法は平成22年までの時限立法でしたが、本年3月31日まで10年間延長され、本市においても、それに伴い同計画を必要に応じて更新しながら対応してまいりました。

本年3月31日に旧過疎法が廃止され、新たに過疎地域における計画的な対策を実施するため、令和13年3月31日までの10年間の期限とする「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が本年4月1日に施行されたことから、本市においても10年間の期限のうち5年間の計画期間とする「尾鷲市過疎地域持続的発展計画」を新たに策定することとしたものでございます。

次に、過疎法に基づく国の支援について御説明申し上げます。

過疎計画の策定は過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図り、過疎地域からの脱却を目指すものでございます。その取組の後押しのために、国から過疎法に基づく過疎計画を定めている市町村に対し、過疎対策事業債による支援、充当率100%、元利償還の70%を交付税措置がございました。その他交付金、地方税の課税免除などの減収補填などを行う支援がございました。

なお、現在策定中の第7次尾鷲市総合計画との整合性を含め、今後見直しが必要な場合も想定されることから、令和4年第1回定例会にて再び議案上程をさせていただく可能性もございますので、あらかじめ御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、さきの行政常任委員会で報告いたしました内容との変更点を説明させてい

たきます。

計画書冊子の9ページを御覧ください。

変更前のはタブレットで通知いたしたいのですが、よろしいでしょうか、委員長。

○南委員長 はい。

○三鬼政策調整課長 (4) 地域の持続的発展の基本方針につきまして、次のとおりに変更いたしました内容を御説明申し上げます。

前回の説明時はタブレットに表示してございますように、尾鷲市過疎地域自立促進計画に基づき、これまでハード・ソフト両面から様々な取組を実施してきましたが、現在もなお続く、過疎・少子高齢化や人口の流出、産業構造の転換などの課題がある中、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」を目指し、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図るため、次の項目に重点を置いた施策を展開します」とし、その重点施策として、①まち・ひと・しごと創生、②おわせSEAモデル構想、③食のまちづくりの推進、④過疎・少子高齢化への対応、⑤安全・安心なまちづくり、⑥安心して暮らすための支援、⑦美しい自然環境の保全、⑧地場産業の活性化、⑨市政への市民参画の拡大、こういう9項目として整理しておりましたが、この9項目の記載内容について先般の委員会の御意見も踏まえ、整理、検討を行った結果として項目1番と2番を統合し、①新しい人の流れの創出とさせていただきました。

また、その内容として、「人口減少は地域経済規模を縮小させ、社会生活サービスの低下を招き、さらなる人口流出を引き起こす悪循環を生むリスクがあります。

このことから人口減少に歯止めをかけるため、「尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、安定した雇用を創出し、新しいひとの流れをつくり、さらには、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえることで、仕事と人の好循環を作るとともに、その好循環を支えるための、まちの活性化を図ります。

さらには、現在策定中の「第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「第7次尾鷲市総合計画」をまちづくりの核として、一体となって策定することで、本市が目指す将来都市像から縦串を通し、また、各種計画や施策とは横串を通しながら、なお一層の地方創生を推進していきます。

また、現在、「おわせSEAモデル協議会」で進めています「おわせSEAモデル構想」の実現により、新しい人の流れを創り出し、産業を振興することで、「集客交流人口の拡大」と「雇用の創出」を図り、地域活性化につなげていきますと変更させていただきました。これがまず1点目でございます。それに伴い、9項目あ

りました番号が1項目ずつ繰り上がりまして、合計8項目となっております。

2点目の変更点を申し上げます。計画書冊子の10ページを御覧ください。

変更前の内容はタブレットで通知いたします。

次の変更点は8項目のうちの4番目、④安全・安心なまちづくりの項目でございます。

ここでは、風水害、地震などの自然災害による被害については、防災対策の充実・強化を図っているものの、近年には、短時間強雨の発生頻度の増加などにより、これまで想定していなかった新たな防災上の課題が生じてきています。

また、三重県が公表した地震被害想定調査では、理論上最大クラスの南海トラフ地震（マグニチュード9.1）で、津波の高さが最大は早田町で約17メートル程度、尾鷲湾では約11メートル程度と想定されており、甚大な被害の恐れがあります。

これらの災害に対して市民の安全を守るため、公共施設の耐震化、道路整備や避難所の整備とともに、「ひと」の知恵をいかした減災の取組が特に重要となっておりますと一部修正をさせていただきました。

変更点の説明は、主なものは以上でございます。

なお、計画の冊子16ページから始まります9項目にわたる各分野ごとの現状と問題点、その対策、事業計画につきましては、先般の説明と変更は主にございませんので、説明は省略させていただきます。

以上で議案第59号、尾鷲市過疎地域持続的発展計画についての説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 説明は以上でございます。

過疎計画について御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、ないようですので、過疎計画の審査も終了いたしたいと思っております。ありがとうございました。

また、報告事項が1点あるようでございますので、よろしく申し上げます。

○三鬼政策調整課長 その他として1件報告をさせていただきます。

委員会資料5ページ、資料2を御覧ください。通知させていただきます。

新たに着任する尾鷲市地域おこし協力隊について御説明を申し上げます。

少子高齢化や人口減少が進む本市におきましては、地域おこし協力隊制度を活用

し、地域外の人材を積極的に確保し、さらには、定住、定着を図ることで地域力の維持強化を図るべく、現在6名、政策調整課担当が5名、水産農林課担当が1名、この6名が活動してございます。

本年度の募集活動につきましては、NPO法人おわせ暮らしサポートセンターが協力隊員募集記事を作成し、ウェブにて定住移住地域おこし協力隊の募集活動を行いました。

7月に予定しておりました現地見学会は新型コロナウイルス感染拡大のため開催することができず、予約による個別の説明会や面談を実施いたしました。

これらの募集活動を経て、8月28日に尾鷲市地域おこし協力隊面接をウェブにて実施し、2名が合格し、10月初めに着任予定となっております。

定住移住地域おこし協力隊2名の概略を御説明申し上げます。

着任予定の方は、1名、江端木環様、女性、27歳。大阪大学の大学院の学生でございます。建築やまちづくりを学び、フィールドワークを軸として地域の課題解決につながる実践研究や活動を行っておられる方でございます。もう一名は山本直人様、愛知県出身の男性、44歳の方でございます。この方は不動産取引に従事している経歴が長くて、宅地建物取引主任者や賃貸不動産経営管理士の資格を有してございます。

2名は10月初めの着任を予定しておりますので、また詳しくは御説明をさせていただきます。

報告は以上でございます。

○南委員長 ただいまの報告について、特に御意見のある方。

○小川委員 最近、地域おこし協力隊が、我々議員も行かんのが悪いんですけど、どんな仕事をやっておるのか、最近ちょっとさっぱり分からんような感じになってきまして、どんな仕事をやっておるのかさっぱり分からんですけど、その点。それで、卒業された方というのは、結構みんな尾鷲に残っているんですか。どうなんでしょう、その点は。

○西村政策調整課参事 現在、地域おこし協力隊の活動につきましては、コロナウイルスの感染拡大によって、柔軟に、当初のミッション以外のミッションも様々な形で、いろんな事業を行っております。小川委員さんおっしゃったように、以前は協力隊をみんな集めた、今の取組の概要とかの説明を年に1回やっておったわけなんですけど、そういうことも感染が終息した後にはやっていきたいと思っております。

定着率につきましては、かなり定着率もよくなってまいりまして、今年度退任した2人についても尾鷲市へ定着していただいております。

以上です。

○南委員長　　今、小川委員さんが言われたように、先日、僕も担当の方と協力隊のことでしばらくちょっと疎遠になっているということで、また、コロナが落ち着いたら、機会があれば1回全員を土井見世邸のほうへ集まっていたいただいて懇談会を開催する予定でおりますので、よろしくをお願いします。

○濱中委員　　今度の着任される方の配置というのは、地区へ行かれるのか、それとも役所内のミッションなのか。

○西村政策調整課参事　　この2名につきましては定住・移住協力隊で、おわせ暮らしサポートセンターのほうに着任する予定となっております。

○南委員長　　ありがとうございます。

○中里委員　　ちょっと小川委員と重複するんですけども、コロナの期間は協力隊の方々は何を具体的にされていたんですか、活動として。

○西村政策調整課参事　　通常の当初ミッションとして上げられていることをやっておるわけなんですけど、特に定住・移住協力隊に関しましては、空き家バンク、仕事バンクを運営している中で、外部からの方がたくさん来ると、県外からの方も来られるということで、そういうときはリモートでの対応とか、電話やファクスでの対応という形で、直接面談という形ではなく、感染しないような形で事業のほうを行っております。

○南委員長　　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　以上で政策調整の審査事項を終わります。

次に会計課、お願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、会計課の議案第50号、繰越金だけですね。それでは説明を求めます。

○平山会計管理者兼会計課長　　会計課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第50号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についてのうち、歳入のみであります、会計課に係る部分でございます。

資料はございませんので、補正予算書の16、17ページのほうを御覧ください。

歳入についてであります。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金であります。

補正前の額1,000円、今回の補正額を2億9,394万4,000円とし、計2

億 9,394 万 5,000 円とするものであります。

決算書のほうになります。こちら 335 ページを御覧ください。

○南委員長 決算書。

○平山会計管理者兼会計課長 決算書、すみません、通知いたします。

一般会計の実質収支に関する調書の 5 に記載の実質収支額 2 億 9,394 万 5,786 円を前年度繰越金として補正するものであります。

今回の補正予算については以上であります。御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言を願います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 会計課の審査は終了いたします。ありがとうございました。

引き続きまして、防災危機管理課、お願いいたします。

よろしいですね。

それでは、防災危機管理課、議案第 50 号の補正予算、消防費の説明をお願いいたします。

○尾上防災危機管理課長 防災危機管理課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 50 号、令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 8 号）の議決についてのうち、当課に係る分につきまして、補正予算書及び予算説明書により御説明いたします。

○南委員長 お願いします。

○平山会計管理者兼会計課長 歳出についてであります。

補正予算書及び予算説明書の 34、35 ページを御覧ください。

8 款消防費、1 項消防費、1 日常備消防費につきましては、補正額 168 万 1,000 円を減額し、合計 4 億 6,925 万 5,000 円とするものでございます。内容につきましては、三重紀北消防組合負担金として、18 節負担金、補助及び交付金 168 万 1,000 円を減額するもので、消防救急無線改修費、人件費等の歳出増加額に対し、その額を歳入の繰越金が上回ったことが主な要因でございます。

以上で当課に係る歳出の補正予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○南委員長 説明は以上です。

御質疑のある方、御発言をお願いします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 審査を終了いたします。ありがとうございました。

続きまして、市民サービス課に入ってください。

それでは、市民サービス課のほうは議案50号と議案51、議案52号、国保と後期高齢者もあるんですけども、まず初めに議案第50号の補正予算の8号のほうの説明をお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 市民サービス課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第50号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第8号)の議決についてにつきまして、予算書並びに委員会資料に基づき御説明申し上げます。

予算書の20ページ、21ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、13目コミュニティーセンター費は、補正額428万7,000円を追加し、3,914万2,000円とするものでございます。梶賀コミュニティーセンターの空調設備整備に係る工事請負費でございます。

委員会資料の1ページを御覧ください。

今回補正に計上させていただきましたものは、本年6月18日の行政常任委員会にて御説明申し上げました梶賀コミュニティーセンターの2階部分の空調設備の設置及び従前使用しておりました集中管理型空調設備の不要部分の撤去でございます。設置する空調設備は2階の研修室及び図書室の約100平方メートル。工期は3か月間を予定しております。

続きまして、予算書にお戻りいただき、28ページ、29ページを御覧ください。

4款衛生費、3項環境衛生費、4目斎場管理費は、都市計画事業基金充当による財源更正でございます。

なお、本年7月8日の行政常任委員会にて御質問のありました、今後施設改修を行った場合の都市計画税の充当の可否についてでございますが、都市計画事業の変更は可能であるため、都市計画事業の変更が認められた場合の都市計画税の充当は可能であるとの県からの回答を得ております。

議案第50号についての説明は以上でございます。

○南委員長 市民サービス課の説明は以上でございます。

御質疑のある方。

これ、梶賀のコミュニティーの空調整備はいいんですけど、以前補正でしたリース

のあれ、幾らやったですか、参考までに。

○宇利市民サービス課長 45万円でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 特に中村委員さんから前回指摘がございました都市計画税の斎場の女子トイレの充当ということで、計画でできるということでございますので、ありがとうございました。

それでは、市民サービス課、次、議案第51号、国保の補正予算の説明をお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 続きまして、議案第51号、令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の議決についてにつきまして、予算書並びに委員会資料に基づき御説明申し上げます。

予算書の39ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,213万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,083万1,000円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。46ページ、47ページを御覧ください。

歳入でございます。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、補正額4,145万7,000円を追加し、4,145万8,000円とするものでございます。前年度繰越金でございます。内容の主なものは、結核、精神の医療費に係る特別調整交付金の新規申請などによる特別交付金の増加及び普通交付金の過大交付によるものでございます。

なお、普通交付金の過大交付分1,159万7,000円につきましては、今年度中に県に返還するもので、歳出の8款諸支出金に計上しております。

6款諸収入、2項雑入、5目雑入は補正額68万2,000円を追加し、68万3,000円とするものでございます。特別交付金の前年度精算金でございます。

続きまして、歳出でございます。次のページを御覧ください。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金は補正額1,984万7,000円を追加し、4,802万5,000円とするものでございます。歳入歳出の差額分1,984万7,000円を積み立てるものでございます。

委員会資料の2ページを御覧ください。

今回の補正での国保財政調整基金の積立額が4,802万5,000円となり、国保財政調整基金の令和3年度末残高は1億8,414万4,000円となる見込みでございます。

予算書にお戻りいただき、48ページ、49ページを御覧ください。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目保険給付費等交付金償還金は補正額2,075万2,000円を追加し、2,075万2,000円とするものでございます。前年度の保険給付費等の支出が想定より低かったことに伴う普通交付金償還金等でございます。

続きまして、2項繰出金、1目一般会計繰出金は補正額154万円を追加し、154万1,000円とするものでございます。前年度一般会計からの繰り出しのあった繰入金の精算に係る一般会計への繰出金でございます。

議案第51号についての説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

国保の補正の説明は以上でございます。

御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、1点だけよろしいですか。

今の財調が予定として1億八千何がしかの積立てが残るということなんですけれども、国保のほうは三重県に一本化されてから、三、四年たつと思うんですけれども、尾鷲市として保険料の値上げって何か当分、このままの形でいくと、よろしいんですか、値上げしなくても。

○宇利市民サービス課長 国保税につきましては、やはり保険給付の額に対応したような形の国保税を徴収する必要が出てきております。前回の値上げから3年間の計画を立てておりましたが、前年度にもお話をさせていただきましたが、大体今の状態でいくと、1年程度の次の見直し期間の延長が図れるんじゃないかというようなお話をさせていただきましたので、今現状におきましては、今現状コロナの問題がありまして、前年度の給付の少なくなった理由の一つとしては、やはりコロナ禍による受診の控えというものがあつたというふうな厚生労働省からの意見も出ております。コロナが終息した折に保険給付がどういうふうになるかはちょっと、今現状読みにくい状態でございますが、現状におきましては3年であったスパンを、4年を見ることができないのではないかというふうな内部的な読みをしております。

以上です。

○南委員長 ありがとう。

○濱中委員 そのコロナなんですけど、現在は国費で全部治療費が賄われておりますけれども、分類が変わってきたときに実費負担が出る分類になるのではないかなというような心配も出てきているんですけれども、現状ではそういう分類の変更とか、そういったことが実際に自治体のほうへは、そういった情報とかは出ていないんですか。

○宇利市民サービス課長 現状においてはやはり出ていないです。やはりコロナ禍における対応というのは非常時ということでの対応で、無料でということで行われておるものですから、その非常時というものがいつまでを想定するかというのは今一切、こちらのほうに話が来ておりませんので、現状において切り替わる時期というのがまだ未定な状況でございます。

○小川委員 ジェネリック医薬品の使用率というのが増えてきていると思うんですけど、今何%ぐらいまで来ているのか、また、それに対する影響というか、少々安くなると思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○宇利市民サービス課長 ジェネリックの使用率につきましては、ただいま手元に資料がございませんので、後ほど提出させていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○小川委員 大体でもいいです。大体70くらいとか（聴取不能）。

（発言する者あり）

○宇利市民サービス課長 その70というのが、ちょっと高い数字なので、相当高い数字に来ているのは間違いないんですけれども、その数字、ちょっと今、不確かなことを言えませんので、資料として後ほど提出させていただきたいなというふうに考えております。

○小川委員 それのパーセントが高くなったときの影響というか、それをちょっと知りたいなと思ひまして。影響というか、ええほうに影響していると思うんですけど、そっちのほうはどうなのかというのを聞きたい。

○宇利市民サービス課長 先ほど保険給付費のほうが減ってきているというお話の中には、もちろんジェネリックの使用率の増嵩による医療保険給付費の減少というものが見込まれるというふうには考えておりますが、それがどの程度のものであるかというのは、やはり薬剤という比率がはっきり分かりませんものですから一概に、必ずそうではあるとは思いますが、数字としてお示しすることは今現状でき

ておりません。

○小川委員　　今後、保険料が上がらないように努力することも大事だと思うんですけども、その中で一つ、これから絶対必要になってくるんじゃないかと思うんですけど、残薬の問題ですよね。それをしっかりと手をつけたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、いかがなんでしょうか。

○宇利市民サービス課長　　薬局においては相当努力をしていただいているというお話は聞かせていただいています。しかしながら、やはりこれは周知のほうとしては皆さんに諮って行って、薬局側で努力をしているものが数値として現れてくるように、残薬の管理を皆さん個人としてやっていただけるように、やはりその情報の提供というのを行って、できる限り薬の管理を精密にやっていただく必要がございますので、そこら辺の周知を図っていききたいなというふうには考えております。

○濱中委員　　国保税に関しては今までも健診など努力することによって、国保税の値上げを抑制するための御褒美みたいなものが今年もあると思うんですけども、間もなく国保の健診、締切りが近いですよね。まだ未受診の方にいろんなキャンペーンが必要なかなと思うんですけども、もちろん自身の健康を保つためということは基本的にはありますけれども、そういったことをすることによって国保税の値上げを抑制することができるか、そういった分かりやすい説明をもつてのキャンペーンって必要かなと思うんですけど、その予定はございませんか。

○宇利市民サービス課長　　健診の重要性につきましては度々広報のほうでも紹介をさせていただいているんですが、やはり内容的なものとして皆さんの記憶に残りにくいというか、そういう部分がございます。いろんな切り口を変えて今後も情報発信に努めてまいりたいというふうには考えているんですが、やはり、出た情報が皆さんの実際の記憶に残って、それが実践されるというところまではまだ至っていないのかなというところがございますので、その部分については努力をさせていただきたいなというふうに考えております。

○濱中委員　　最近、LINEなんかのSNSは結構若い世代の中にも登録してくれている方、よく聞くようになりましたけれども、やはり高齢者の方に、国保にしても後期高齢にしても、やはりそういったネットに頼らない年代の方たちが中心となることもあるので、やはりコロナで、外出時間の中でワンセグの聴取が増えていることも聞いておりますので、ワンセグの中でそういうキャッチーな言葉を探すなりなんかして、もう間もなく時間も短くなっておりますので、今年度の分に関しましては、その辺り少し努力をお願いしたいなと思います。

○宇利市民サービス課長　今年度において、集団の受診回数も一度増やすような形で、回数を増やす形を取らせていただきましたので、実際若い方ということになってくると、仕事との関連性とかいろいろございます。それから、高齢者の方につきましては、今実際、輪内とかで集団でやらせていただいているんですけども、実際来ていただいている方が多いものですから、そこまで足を運ばせていただいているんですけども、なかなか、多分コロナの影響とかもあって外に出にくい状況もあるかと思えます。そういう中でも前年度は5ポイント程度ですか、健診受診率が向上したということもございますので、やはり地道な努力の中で少しでも多くの方に健診を受けていただくというような広報活動に努めたいなというふうに考えております。

○小川委員　ちょっと濱中委員さんの、関連しまして、先ほど言われたのは保険者努力支援制度の話ですよ。他市町と比べて尾鷲市のポイントというのは高いのか、低いのか、平均なのかどうなのか、その点。

○宇利市民サービス課長　正直言わせていただくと、5ポイントというのは1年で伸びとしては相当に高いほうだとは思いますが、ほかの自治体でもやはり伸びているというような状況で、依然として下から数えたほうが早いような受診率となっております。

（「全体的なポイントは。支援制度の中の」と呼ぶ者あり）

○宇利市民サービス課長　健診受診率における支援制度におけるの交付のあるものというのは、尾鷲市のレベルからいくと15ポイント程度上げないと、1年間の間で、交付金が来ないような状況です。それは、制度として平均より高いところがまだ上げるといような支援制度、平均より低いところが1ポイント、2ポイント上げてもお金は来ないんですね。なので、全国平均から見ても高いところがあると、再度努力して、支援制度のお金を頂くといような制度になっております。単年度で物すごい数字を上げれば、その年は頂けるんですけども、それはあくまで平均よりも常に高い位置をキープして、その上でまた伸ばしていくという自治体に頂ける制度と今現状はなっていて、以前とはちょっと違う形になっております。

○南委員長　それでは、議案第52号のほう、後期高齢者の補正予算の説明をお願いいたします。

○宇利市民サービス課長　続きまして、議案第52号、令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてにつきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

予算書の51ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ549万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,015万2,000円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。
58ページ、59ページを御覧ください。

歳入でございます。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は補正額549万6,000円を追加し、549万7,000円とするものでございます。前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。次のページを御覧ください。

2款広域連合負担金につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 61ページ、18節負担金、補助及び交付金、保険料等負担金537万9,000円につきましては、令和2年度分の後期高齢者医療保険料の出納閉鎖期間中の収入、つまり、令和3年4月、5月分の徴収額の確定に伴い、三重県後期高齢者医療広域連合に対しての負担金について、本年度支出として補正計上するものであります。

ちなみに、今回補正計上させていただきました三重県後期高齢者医療広域連合への負担金の支払いにつきましては、その請求が令和2年度の出納閉鎖後、つまり、例年今回のように翌年度途中における補正予算として計上させていただいておりますので、御理解のほうを賜りたいと思います。

以上です。

○宇利市民サービス課長 続きまして、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は補正額11万7,000円を追加し、11万8,000円とするものでございます。前年度一般会計から繰り出しのあった繰入金の精算に係る一般会計への繰出金でございます。

議案第52号についての説明は以上でございます。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑ある方、御発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、ないようですので、52号の審査を終了して、続きまして、報告事項のほうをお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 それでは、毎定例会ごとに御説明をさせていただいて

いることになってしまっているんですが、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険及び後期高齢者医療の傷病手当金についての御報告を申し上げます。

本年第2回定例会の行政常任委員会で、その適用期間を令和2年1月1日から令和3年9月30日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のため、労務に服することができない期間としておりました尾鷲市国民健康保険の傷病手当金につきまして、このたび厚生労働省より財政支援の対象期間の再度の延長が示されたことに伴い、本市の傷病手当金の適用期間の終期につきまして、令和3年9月30日から同年12月31日まで延長するため、尾鷲市国民健康保険規則の改正を行いました。

また、三重県後期高齢者医療広域連合においても、9月13日に同様の規則改正が行われましたので、併せて御報告申し上げます。

説明は以上でございます。

○南委員長 報告事項ということでよろしいですね。

それでは、市民サービス課の審査を終了いたします。ありがとうございました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

(休憩 午前11時09分)

(再開 午前11時18分)

○南委員長 休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

次に税務課、議案第47号と第49号を併せて説明をお願いいたします。

○仲税務課長 税務課です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第47号並びに議案第49号、2件の条例改正について説明させていただきます。

まず、税務課委員会資料の18ページをお示しさせていただきます。

まず、資料の2、題名及び3、目的、理由を御覧ください。

議案第47号、尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について並びに議案第49号、尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてにつきましては、それぞれ過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行並びに半島振興法の一部改正に伴い、市条例において所要の新設並びに改正を行うものであります。ともに固定資産税の減額措置に関するもので、それぞれ関連した部分もございますので、一括して説明させていただきます。

また、改正の内容につきましては、条文での説明ですと、もう非常に煩雑となりますので、後ほど御参照をお願いすることとして、委員会資料を用いてその概要について説明させていただきたいと思っております。

4の主な改正点の概要を御覧ください。

まず、①の尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてであります。

これは、改正内容欄に記載のとおり、現行の尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例を廃止し、尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例を新たに設置しようとするものです。

廃止する条例の根拠法であります過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる旧過疎法につきましては令和3年3月31日に期限を迎えることとなりまして、令和3年4月1日より新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法が施行されております。

そこで、旧過疎法で規定されておりました一定の要件を満たす事業者が新たに取得した固定資産税に対する課税免除等の特例措置に対しての国の減収補填措置については、新たな過疎法上においてもその適用要件の見直しや対象事業の拡大、条件の拡充などがなされた上で引き続き規定されておりますことから、本市においてもその趣旨に応じて旧条例を廃止するとともに、新たに条例を設け、引き続き一定の要件を満たす固定資産税に対しての減免措置を実施したいと考えております。

下段の表を御覧ください。適用要件など旧法との比較を記載しております。

まず、対象となる事業区域につきましては、尾鷲市過疎地域持続的発展計画、いわゆる過疎計画、いわゆる産業振興促進区域内ということになります。ちなみに本市の場合は全域が対象ということになります。

次に、対象となる業種につきましては、御覧のとおり現行では製造業、農林水産物販売業、旅館業となっておりますが、新たに情報サービス業などが加えられます。などとは記載はしてございませんが、インターネット付随サービス業とか通信販売とか、市場調査等の情報サービス業等が含まれます。

対象となる物件につきましては、今回の場合、事業者にとっての設備投資ということになるかと思っておりますけれども、現行では新設または増設のみであったものが、御覧のように取得、製作、もしくは建設、建物やその附属物においては改修にまで要件が拡大されることとなります。

次ページをお願いいたします。

該当する固定資産の取得価格要件につきましては、旧過疎法においては2,700万超えのみであったものが、資本金の規模に応じて最低500万円以上まで要件が緩和されております。

特例の内容につきましては、対象物件の固定資産税について、これまでと同じく課税を免除いたします。

最後に、特例期間、つまり、減免措置の適用期間につきましては、現行と同じく3年間でありまして、令和6年3月31日まで、実際には令和4年度の固定資産税より3年間の適用ということになります。

なお、この措置に伴って生じる税収減につきましては、旧法における場合と同じく地方交付税算定時において補填措置される見込みとなっております。

続きまして、②の尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてであります。

こちらにつきましては、半島振興法の一部改正に伴い、これまでであった特例措置についてを、適用期間を2年間延長するという改正を行うものであります。

②の下段の表、尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置の内容を御覧ください。

半島振興法において、尾鷲市全域を対象とする御覧の対象事業欄、対象物件欄に記載の施設、設備等の取得、新設または増設に係る固定資産税につきましては、かねてより税率軽減の特例を設けておりますが、その特例措置について対象事業物件など適用要件の内容は変更せず、期間を令和3年度当初から令和5年3月31日、つまり、令和4年度末まで2年間の延長を行うものであります。対象となる物件、その取得金額、特例の内容につきましては記載のとおりでありまして、これまでと変更はございません。

なお、この措置に伴って生じる税収減につきましても、地方交付税算定時における補填措置される見込みとなっておりますことから、期間を延長して対応していきたいと考えております。

以上、簡単でございますけれども、説明は以上とさせていただきます。

○南委員長 議案第47号、議案第49号の説明は以上でございます。

御指摘のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、税務課所管の審査を終了いたします。

ありがとうございました。

引き続きまして、福祉のほうに入っていただきます。

よろしいですか。

それでは、福祉保健課の議案第50号、補正予算の説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第50号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について、予算書及び資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。予算書の12、13ページを御覧ください。通知いたします。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金16万1,000円の増額は、1節障害者福祉費負担金16万1,000円の増額で、療育教室事業他町負担金16万1,000円の増額でございます。こちらは、尾鷲市、紀北町で尾鷲市社会福祉協議会へ委託して実施している療育教室に係る紀北町の負担金でございます。内容につきましては、後ほど資料で御説明いたします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金28万1,000円の増額は、1節社会福祉費負担金4万1,000円の増額で、特別障害者手当等給付費負担金の前年度精算金で実績に基づく追加交付でございます。

次に、2節児童福祉費負担金6万6,000円の増額は、児童保護措置費負担金及び児童手当国庫負担金の前年度精算金で、実績に基づく追加交付でございます。

次に、3節生活保護費負担金17万4,000円の増額は、介護扶助費等国庫負担金の前年度精算金で、実績に基づく追加交付でございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金139万9,000円の増額は、2節児童福祉費補助金139万9,000円の増額で、母子家庭等対策総合支援事業補助金17万7,000円の増額は、支給対象者の課税区分の変更による増額でございます。

次に、地域子ども・子育て支援事業費補助金7万6,000円の増額及び保育対策総合支援事業費補助金114万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症に係る放課後児童クラブ等及び各保育所への消毒液や除菌機等の感染症対策に係る国庫補助金でございます。内容につきましては、後ほど資料で御説明いたします。

次ページを御覧ください。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金5万4,000円の

増額は、2節児童福祉費負担金5万4,000円の増額で、児童保護措置費負担金及び児童手当県費負担金の前年度精算金で、実績に基づく追加交付でございます。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金7万6,000円の増額は、2節児童福祉費補助金7万6,000円の増額で、地域子ども・子育て支援事業費補助金は新型コロナウイルス感染症に係る放課後児童クラブ等への消毒液や除菌機等の感染症対策に係る県補助金でございます。内容につきましては、後ほど資料で御説明いたします。

次ページを御覧ください。

次に、20款諸収入、4項受託事業収入、1目民生費受託事業収入64万8,000円の減額は、1節地域支援事業受託事業収入64万8,000円の減額で、介護用品支給事業に係る支給要件の変更に伴う財源更正でございます。

次ページを御覧ください。

次に、20款諸収入、5項雑入、1目雑入1万6,000円の増額は、3節民生費雑入1万6,000円の増額で、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金返還金は国庫補助金に係る消費税仕入控除に伴う返還金でございます。

次に歳出でございます。次ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費48万3,000円の増額は、細目在宅援護事業48万3,000円の増額で、次ページを御覧ください。療育教室事業運営委託料になります。こちらにつきましては、尾鷲市、紀北町で尾鷲市社会福祉協議会へ委託して実施している療育教室に係る委託料になります。先ほどの歳入と合わせて資料に基づき御説明いたします。通知いたします。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 それでは、委員会資料の1ページを御覧ください。療育教室事業について御説明申し上げます。

まず、(1)の目的につきましては、紀北地域において発達気になる子供が安心して療育が受けられる環境を整えることにより、療育教育の充実を図るものでございます。

(2)の対象者につきましては、紀北地域において発達気になる親子でございます。

それから、今回の補正内容につきましては、①、1、2歳児のグループなど年度途中からの参加者増加に対応するため、療育教室の開催回数を月10教室から月14教室に増やし、1教室ごとに適した利用人員を確保し、安定した教室運営を図ることとしております。

②といたしまして、保育士、保健師など専門職によるカンファレンスの開催や、それから療育教室を実施する上で必要とされる準備や子供の記録など担当保育士の時間を確保することにより、教室の質の向上を図り、療育教室を充実させることとなっております。

それから（４）の療育教室のグループ編成でございますけれども、現在の状況といたしまして、４グループに分かれて各それぞれ１、２歳児、３、４歳児、４、５歳児、それから小学生ということで、それぞれ回数が４回、２回、２回、２回ということで現在４グループ１０教室を開催しておりますけれども、１、２歳児が年度末にかけて増えてくるということで、新グループの編成後の表を御覧ください。

新しく新グループを２、３歳児で月４回、このグループを追加することによって、小集団でグループ療育に適した人数での教室を開催してまいりたいと考えております。それから新グループの編成後の下側でございますけれども、今回新たに担当保育士さんの教室に係る準備時間としまして、具体的には教材の作成ですとか子供の記録の作成などの時間を月１回ほど確保することによって教室の質の向上を図ることを考えております。

それから（５）の事業費及び負担金割合につきましては、尾鷲市が３分の２で３万２,０００円、それから紀北町が３分の１で１万６,０００円となっております。

以上でございます。

○山口福祉保健課長　次に、３目自立支援給付事業９万７千２百４,０００円の増額は、細目介護給付・訓練給付費９万７千２百４,０００円の増額で、償還金、利子及び割引料９万７千２百４,０００円につきましては介護給付・訓練給付費に係る国庫補助金等前年度精算金でございます。

次に、４目老人福祉費２万零一萬一,０００円の増額は、細目老人福祉一般事務費１万五千零二,０００円の増額で、工事請負費１万四千八百五,０００円につきましては養護老人ホーム聖光園の事務室、面会室の空調設備が老朽化により故障したことによる空調設備改修工事費でございます。償還金、利子及び割引料１万七,０００円の増額につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金返還金で、国庫補助金に係る消費税仕入控除に伴う返還金でございます。

次に、細目在宅援護事業５万零九,０００円の増額は、償還金、利子及び割引料５万零九,０００円の増額で、在宅援護事業に係る国庫負担金等前年度精算金でございます。

次に、7目介護保険費1,325万3,000円の増額は、細目地域支援事業（総合事業）1,325万3,000円の増額で、償還金、利子及び割引料1,325万3,000円につきましては地域支援事業（総合事業）に係る紀北広域連合受託事業収入の前年度精算金でございます。

次に、9目生活困窮者自立支援事業費21万4,000円の増額は、細目生活困窮者自立支援事業費21万4,000円の増額で、償還金、利子及び割引料21万4,000円につきましては生活困窮者自立支援事業費等国庫負担金の前年度精算金でございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費3万3,000円の増額は、細目放課後児童健全育成事業3万3,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金は放課後児童クラブへの新型コロナウイルス感染症対策に係る消毒液等の補助金でございます。内容につきましては、後ほど資料で御説明いたします。

次ページを御覧ください。

次に、2目児童措置費484万円の増額は、細目保育所事業363万4,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金250万1,000円は各保育所等への新型コロナウイルス感染症対策に係る消毒液や除菌機等の補助金でございます。内容につきましては、歳入と合わせて資料に基づき御説明いたします。通知いたします。

○芝山福祉保健課係長 それでは、資料2、新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金について御説明いたします。

本補助金は市内の保育園などに対して、新型コロナウイルス感染症感染防止対策に係る物品等を購入するための経費を補助することにより、感染防止の徹底を図り、児童及び職員の安全を確保することを目的といたします。

補助対象は保育園7か園、放課後児童クラブ、地域子育て支援センターになります。

補助対象経費といたしましては、ウイルス除菌機、消毒液、手洗い洗剤などの感染防止対策に係る消耗品及び備品となります。

事業費といたしましては、放課後児童健全育成事業費3万3,000円、保育所事業費250万1,000円、合計253万4,000円になります。

財源といたしましては、国の保育対策総合支援事業費補助金、補助率は2分の1になります、114万6,000円。国及び県の地域子ども・子育て支援事業費補助金、補助率はそれぞれ3分の1ずつになります。それぞれ7万6,000円ずつ

が充当されます。

また、123万6,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の予定になります。

以上です。

○山口福祉保健課長 次に、償還金、利子及び割引料113万3,000円につきましては、子ども・子育て支援事業費国庫補助金等の前年度精算金でございます。

次に、細目母子生活支援事業44万6,000円の増額は、償還金、利子及び割引料44万6,000円で、児童入所施設措置費の国及び県負担金の前年度精算金でございます。

次に、細目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業76万円の増額は、償還金、利子及び割引料76万円で、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業国庫補助金の前年度精算金でございます。

次に、細目児童扶養手当給付事業132万7,000円の増額は、償還金、利子及び割引料132万7,000円で、児童扶養手当給付事業国庫補助金の前年度精算金でございます。

次に、細目母子家庭自立支援給付金事業158万7,000円の増額は、負担金、補助及び交付金23万6,000円の増額で、高等職業訓練促進給付金等事業補助金23万6,000円の増額は、支給対象者の課税区分の変更による増額でございます。償還金、利子及び割引料135万1,000円につきましては、自立支援教育訓練事業国庫補助金などの前年度精算金でございます。

次に、細目一人親家庭等への臨時特別給付金給付事業1,015万6,000円の増額は、償還金、利子及び割引料1,015万6,000円で、一人親世帯臨時特別給付金給付事業国庫補助金の前年度精算金でございます。

次ページを御覧ください。

次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費7万5,000円の増額は、細目生活保護一般事務費7万5,000円の増額で、償還金、利子及び割引料7万5,000円は生活保護適正実施推進事業国庫補助金の前年度精算金でございます。2目扶助費3,356万2,000円の増額は、細目扶助費3,356万2,000円の増額で、償還金、利子及び割引料3,356万2,000円は生活扶助費等国庫負担金の前年度精算金でございます。

次に、4項地方改善事業費、1目地方改善事業費15万5,000円の増額は、細目隣保館運営事業15万5,000円の増額で、償還金、利子及び割引料15万

5,000円は隣保館運営費補助金の前年度精算金でございます。

次に、4款衛生費、1項保健費、1目保健総務費12万7,000円の増額は、細目未熟児養育医療費助成事業12万7,000円の増額で、償還金、利子及び割引料12万7,000円は未熟児養育医療費等国及び県負担金の前年度精算金でございます。2目予防費46万1,000円の増額は、細目予防接種事業46万1,000円の増額で、償還金、利子及び割引料46万1,000円は感染症予防事業等国庫補助金の前年度精算金でございます。

次に、6、7ページを御覧ください。通知いたします。

○南委員長　　ちょっと、課長、債務負担行為のほうは、また後でちょっと知りたいもので、先に予算のほうからいきたいと思いますので、お願いいたします。

以上です。

御指摘のある方、御発言をお願いいたします。

濱中委員さん、前段のコロナのことで、よろしいですか。

○濱中委員　　予算の中じゃないので、後でやります。

○南委員長　　そうですね。

それじゃ、予算関連……。

○仲委員　　補正予算書23ページ。

療育教室事業運営委託料48万3,000円のことで、若干質問をさせていただきます。

この療育教室については6月に要望書は出ておりまして、この要望書の内容を拝見すると、もっともな理由と。安心して療育が受けられる環境を整えたいとか、いろいろなことが書かれていまして、私も特に充実を図っていただきたいと、このように思うわけでございますが、今回の補正について、資料の療育教室のグループ編成の中で、回数が10回から15回になったという中で、利用人数が書かれていないもので、利用人数を教えてくださいと、それから、1回の時間数が何時から何時ぐらいまでと。それから、当初の委託契約が回数によって契約されているものかどうか。それから、現在の担当者、ここの経費に係る担当者の人数をまずお知らせください。御回答ください。

以上です。

○山口福祉保健課長　　まず、グループ編成の利用人数について御説明いたします。

新グループ編成後のところですが、まず、1歳から2歳児のりすのグループにつきましては大体4名の方が利用されております。次の段階の3歳から4歳児

のぱんだのグループにつきましては6名から7名の御利用。4歳児から5歳児のうさぎのグループにつきましては4名。最後は小学生、学童のきりんグループにつきましては6名から7名というような利用状況でございます。

あと、担当者の配置ですけれども、主担当の保育士の方が1名。あと、共済会催事勤務の臨時の保育士の方が1名で実施しております。加えて、言語聴覚士の方が月に2回お見えになって、あと、尾鷲市、紀北町のそれぞれの保健師が月に三、四回入るような状況となっております。

あと、時間につきましては係長のほうから御説明いたします。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 時間につきましては午前と午後のグループに分かれておまして、1、2歳児、3、4歳児、4、5歳児の3グループにつきましては午前中の開催で、通常の実行時間は9時半から11時15分。それから、きりんは午後、小学校が終わってからということですので、14時半から16時でございます。

ただ、今コロナウイルスの感染症の関係で時間短縮をしまして、午前中が10時45分で終わっております。それから、午後は15時30分として、それぞれ30分の短縮を図っております。

それから、最後に、契約内容の回数なんですけれども、今ちょっと覚えがないのです。

いいですか。

○山口福祉保健課長 契約につきましては、今、グループで10回ということで契約しておりますけれども、今回、プラス5回の追加の変更をかけるということになると思います。

以上です。

○仲委員 参加する利用者の人数が増えたということで、回数もやっぱり増えるという中で理解はできるんですけど、そもそも、委託料を1年間の事業見込みをもって契約するというのが本来の姿であると。回数で縛るのであれば何回以上が必要であるというような契約があつてしかるべきだと私は思っているんですわ。10回が15回に変わるから、人数が増えたから委託料を増やすというのは、途中でそういうふうな事象が次々に起こってくるということになりかねません。今回はこれで、要望書もあつて、大事な事業ですから、それはそれでいいんですけど、来年度当初に向けて、委託契約の在り方をやはりきちっとやっていただくと。それから、回数で縛るということは、一担当者、保育士だと思うんですけど一担当者が関わる、主

に関わるのであれば、その方の1年間の経費、人件費を全てもって、何回以上というやり方をしないと、一方で、片手間で違う事業をやりながら療育なんかできませんよ。そこら辺はしっかりとした契約をしていただきたい。そのように思います。そうであれば補正対応をする必要がないんです。そこら辺が、療育に対する姿勢がやはり足りなかったと私は思います。

これはもう結構です。

次に、専門的な対応が月に何回か言語聴覚士が来るとみえますが、この部分については、特に、言語聴覚士、これは回数を増やしていただきたいと。多分これは、経費はかかっていないと思うんですけど、そこが一番大事なところだと私は思っています。

それから、聞きたいのは、何人かの方がみえますけど、個別支援計画を作成されておりますか。

○芝山福祉保健課係長 来ていただいている子供さん一人一人の個別計画及び教室全体の計画も両方立てていただいております。

○仲委員 それに沿って、やはり療育をしているという理解でよろしいですね。

最後に、紀北町との負担割合なんですけど、これでは3分の2が尾鷲市で紀北町が3分の1。今回は48万3,000なんですけど、当初予算では紀北町が87万3,000円、尾鷲市が174万7,000円で、262万の負担です。今回の補正で合計310万3,000円、それはその程度、僕は1人の担当者を使えば要とは思いますが。ただしその負担率の割合が3分の2と3分の1というのは、僕は理解できない。というのは、本来ならば、人口割が2分の1で、利用率が2分の1の割合でかけるというような協議はなされていないんですか。

○山口福祉保健課長 この負担割合につきましては、実際、予算計上に当たって、まず、登録人数の方が33名みえます。そのうち紀北町が9名ということで、人数の負担分だけ今回負担していただくということで、当初予算もそうですし、今回、補正についても同じような対応を取らせていただきました。

○仲委員 増加があるために補正するというような今後の対応は、僕はできないと思いますもので、やはり当初でしっかりとした事業見込みを立てると、そういうことであれば、やはり負担率も人口割と利用率を重ねて負担割合を決めていくというような考え方が必要ではないかと思うんですが、最後に市長、どうですか。

○加藤市長 仲委員のおっしゃる、まず委託契約の話、これ、何のコメントもできないんですわ。おっしゃるとおりですから。これはやっぱりきちんとしていかな

きやならない。あくまでも契約なんですから、今回増えたからといって補正をあれした、これにはやっぱりいろんな思いというのがありますので、今回補正に上げさせていただいたので、その辺のところは御配慮いただきたいと。

しかし、根本的な委託契約というものについては、きちんと、やっぱり契約ですから、やっぱり年間のスケジュールを立てながら、要するに配置する保育士等々のそういう人件費もあれしながらやっていくのが、これは上等だと僕は思っているんですよね。だからそれは担当のほうにきちんと指示はしたいと思っております。

もう一つはやっぱり、おっしゃるように私は常に療育教室というものを紀北町と尾鷲市で共同で事業としてやっているわけなんですけれども、これを一応、発展していかなきゃならないという思いはあります。それを具体的に今回、こういう補正という形で、委員の皆さんには大変失礼なんですけど、まずは一応切り口を、要するにくさびを入れさせていただいて、今後、要するに発達支援を継続していくときには、やっぱり計画をきちんと立てながら中長期に渡る視点で取り組む必要が、私はあると思っております。ですから、この辺のところも十分、紀北町と協議しながら進めていきたいと。

さっきのこの、前々から委員のほうから御指摘のあった言語聴覚士、これ、僕は非常に重要だと思っておりますよ。あとは需要と供給という変な形で、何人であろうのこうのというような話になるんですけれども、それに見合った形で、今、月に2回ですか、言語聴覚士を、一応来ていただいているという状況なんです。それもきちんと見合った計画性がないと、要するに、基本的には療育教室をきちんと継続的に支援体制を整えるためには、やはりきちんとした形のものをつくり上げる必要があると私は思っております。これは、どうしてもやりたいんですよ。きちんとやっていかなきゃならない。これはやっぱり、子供並びに子育て支援の、私は一番最たるものだと自分自身は思っております。ですから、その辺のところも十分考えていきながら方向性を示して、きちんとした形で支援体制というのは整えていきたいと。ですから、具体的に言うならば、先ほどの委託契約の話についても、きちんとした形で契約を社会福祉協議会と結んだり、いろいろきちんとやらせていただきたい。そしてあとは、この方向性について紀北町ともやはりきちんとした形で話し合いをさせていただきたいと、このように思っております。

以上です。

○南委員長　　よろしいですか。

○濱中委員　　療育の続きのような話になるんですけれども、今、スタッフの内訳

を聞きますと、専任でいらっしゃる方が1人、臨時で1人というふうになっております。以前から療育だけではなくて、学校現場の加配のところでもそうなんですけれども、こういった障がいかもしれないというところから入る子供さんたちには、やはりどんなプロフェッショナルであろうとも、やはりぷつつぷつつと対応する人が変わるということに物すごくリスクを感じるという、そういったお話を聞くんです。やっぱり人に慣れるということが第一歩やというふうに聞くんですよね。ということは、この療育、今市長がおっしゃった継続、持続可能なものにするという中で、やはりこういうスタッフの人材育成というところは、すごく大きな課題ではないのかなと思うんです。現在は完全に委託事業になっておりますけれども、人材育成というあたりで、必ず自治体が直接関わるような、そういった形での計画を持ったものにしていただきたいと思うんですけれども、そういった人材育成、プロフェッショナルがついてくることももちろん大事なんですよ、そういう専門的な方が。だけど、その継続というあたりの、1人が慣れ親しんだ人が、例えば定年であったりとか配置換えであったりとかで替わるときに、ぼんと違う人が入るような、そういった形を取ることは、すごく保護者たちが不安になる一点やというふうに聞いておりますので、その辺り、来年度に向かった計画というか、どういう心積もりがあるのか、お聞かせいただきたいんですけれども。

○加藤市長　人材育成は非常に重要だと思います。それに対して専門的に、そういう保育士なら保育士を専門的にずっと、そういう人を育てながら継続してやっていく。これも重要な話なんです。あとは、その、要するに需要と供給の話なんですよね。どういう方々がなっているのか。これはしかし、やっぱり市として、僕としてもやっぱり発達支援の、きちんと継続するということをもうずっと申し上げておりますので、その辺のところ、やっぱりきちんとした体制をつくっていかなくちゃならないと私は思っているんですよ。これを次期当初予算にどう反映していくのかということについては、その辺のところも十分やっぱり認識しながらやっていきたい。

ただ、こうだからこうであるということ、すぐにきちんとそれを来年度に完成させるということについては、これはちょっとやっぱり、ある程度の中長期、中長期というのではないですね、中期的な感じで、やっぱりこれはきちんとやっていきたい。もう僕はやっぱり、何といても、そういう人たちがやっぱり身近な地域で療育が受けられるということが非常に大事だと思っているんですよ。だからもう、療育教室というのはやっぱり尾鷲のことを考えているんですよ、私は。尾鷲の人た

ちがそういうあれするためには、尾鷲でやっぱりきちんとした形で充実させていきたいという思いがあります。その思いはありますので、それを当初予算で何らかの形で反映させていきたいと思っております。

○南委員長 間もなく昼の時報なんですけれども、まだ少し審査が長引くようですので、ここで昼食のため休憩をいたします。

午後は1時15分からお願いいたします。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後 1時12分)

○南委員長 休憩前に引き続き、委員会を続行します。

引き続き福祉の補正予算の審査へ入ります。

御発言をお願いします。

○小川委員 25ページなんですけど、一人親家庭等への臨時特別給付金給付事業、1,015万6,000償還になっていますけど、これ、見込み違いですか、それとも国のほうからこれだけ来たのかどうか、どうなのでしょう。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 まず、この昨年度の一人親給付金ですが、これまでに2回ございまして、その2回目につきましては、独り親家庭に迅速に給付するという目的に、国が試算しました補助額に基づいて交付申請をするという形を取りましたので、我々でも試算はしておったんですが、見込みよりも大変多い金額が来ておって、今回返還金という形になっております。

○小川委員 よく分かりました。

それと次のページの27ページ、生活保護世帯等事業扶助費なんですけど、3,300万ほどになっていますけど、この償還。これというのは、何か病気とかそういう、関係しているんですか。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 主に生活保護の中の医療扶助費が10月以降かなり減額になって、特に入院がコロナの影響で少なくなって、これだけの償還金、返還金が生じたということでございます。

○小川委員 コロナの関係で病院にあんまりかかっていないというふうに理解すればよろしいですか。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 そういうことでございます。

○南委員長 他にございませんか。

○濱中委員 25ページの高等職業訓練促進給付金等事業補助金なんですけれど

も、これ、1件当たり、1人に対して数百万というのが当初でついている部分やと思うんですけども、何か補正で載せるにはちょっと中途半端な金額がついておるような気がするんですけど、ちょっと内訳を教えてください。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 当初は、制度自体は課税と非課税で支給額というのは異なります。課税の方のほうが7万600円、金額が少ない金額が出ます。非課税は10万円ですね。当初予算では課税の方お一人、非課税の方お一人で予算を組んでおったんですけども、これ、6月の住民税の本算定を過ぎて、対象の方が課税から非課税に下がりました、支給額が10万円にアップしたというので今回の補正になります。

○南委員長 よろしいですか。
他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、引き続き第2条第2表の債務負担行為補正のほうの説明をお願いします。

○山口福祉保健課長 それでは、予算書の7ページを御覧ください。通知いたします。

第2表債務負担行為補正について御説明いたします。

尾鷲市立養護老人ホーム聖光園指定管理料につきましては、期間が令和4年度から令和8年度までの5年間で、限度額は5億5,397万5,000円でございます。内容につきましては資料で御説明いたします。通知いたします。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 それでは、尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理料に係る債務負担行為の設定について御説明いたします。

本施設は平成19年度より指定管理者制度を導入しており、これまで5年ごとに公募を行い、更新してまいりました。現在は平成29年度に締結しました協定期間内でありまして、本年度が5年間の終了年度でございますことから、次年度、令和4年度から5年間の指定管理者を公募するに当たりまして、指定管理料の債務負担行為を設定するものでございます。

今回、債務負担行為を設定するに当たりまして、指定管理料の算定方法につきまして見直しを行いました。これまでは実際の入所者数に対して老人福祉法において定められております老人保護措置費支弁基準に基づいた措置費単価を乗じまして、指定管理料として支払っておりました。

この措置費の中には施設職員の人件費も含まれているのですが、これまでの指定

管理料の算定方法では、入所者数が減少した場合には、職員の人件費分も自然と減少することになります。しかし、施設の職員数は一定数を保たなければならず、結果的に減少した分の職員人件費を指定管理者が負担する形になります。

こうしたことを解消するために、養護老人ホームにおきまして、指定管理者制度を導入している他府県の指定管理料の支払い方法などを参考に、新たな算定方法として、入所者の実数にかかわらず一定基準の職員人件費相当分については施設を維持する上で必要な費用として指定管理料として負担するものとしたしました。

人件費相当の基準としましては、全国の養護老人ホームの経営指標の実績や本施設のこれまでの実績などから、安定的な経営を図るには定員50名に対しまして入所者数48名に相当する人件費が適正であると試算いたしました。入所者の実数がこの基準を下回った場合でも措置費のうちの人件費分については、この基準で指定管理料として支払うものでございます。

こうした方法で年間の指定管理料を算定しまして、令和4年度から5年間の債務負担行為限度額を5億5,397万5,000円とし、設定するものでございます。

なお、本施設の今後の入所者の見込みについてでございますが、本施設は措置施設でございますので、措置する方が今後どのように推移するかというの見込むのはなかなか難しいところでございます。

しかしながら、令和4年度末に紀勢、東紀州において、養護老人ホームの1施設が閉鎖を予定しているというお話もありまして、先日もその施設から入所者の受入れについての御相談もございましたことから、今後、その地域の措置対象者を本施設で受け入れる可能性も高まってまいります。

また、近年は積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかける、いわゆるアウトリーチを重視しておりまして、措置につながることも少なからずございますので、こうしたことから、今後も一定の入所者数は維持できるものと考えております。

説明につきましては以上でございます。

○南委員長　この指定管理に応募の至るまでの、ちょっと流れだけ、併せて。いつ応募して、どれだけかかって、時期とあれだけ。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　そうですね、今年度、今回の議会で議決をいただきましたら、10月上旬に公募を開始しまして、約1か月間の公募期間を取ります。11月上旬に締め切りまして、中旬ぐらいには指定管理者の選定委員会を開催しまして、年内に指定管理者の候補団体を選定する形になります。今後、最終的に3月議会で指定管理者の議決をいただく予定でおります。

以上です。

○南委員長 プロポーザル選定ということによろしいんですね。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 はい、そうです。

○南委員長 以上で……。

○小川委員 指定管理者のこれ、あれですか。参加資格というのはどのようにな
っておられるんですか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 参加資格は、今のところ社会福祉法人以外にもN
PO法人であったり株式会社という広い形で公募する予定でございます。

対象地域につきましては東紀州、あるいはもう少し範囲を広い形で公募したいと
考えております。

○南委員長 よろしいですか。他にございませんか。

よろしいですか。

○濱中委員 最初に、市長が御挨拶のときに説明してくれたワクチンの数の割合
なんですけれども、全人口に対する割合なのか、体の御都合で受けないというふう
に決められた方もいらっしゃいますので、希望者の割合なのか、どちらですか。

○山口福祉保健課長 全人口ではなくて、接種対象になる方、つまり、12歳か
ら上ということが対象人数になってきます。

○濱中委員 いや、そうじゃなく、それは分かっておるんですけれども、例えば
65歳以上は何%って出たやないですか。65歳以上なら、その全部の人口のう
ちの何割なのか、希望した人が65歳人口の中に何%あって、その中の何%なのか、
その辺りの。

○山口福祉保健課長 失礼いたしました。例えば65歳以上の方を取ると、65
歳以上全員の方のうち接種された方ということになります。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、ないようですので、福祉のほうの審査を終わります。

続いて、水産農林に入っていただきます。

それでは、水産農林課の付託議案の審査に入らせていただきます前に、丸茂調整
監はこの委員会が初めてですか。

(「初めてです」と呼ぶ者あり)

○南委員長 では、初めての委員会の出席ということですので、丸茂調整監を御

紹介いたします。

○丸茂水産農林課調整監　　今、御紹介に預かりました水産農林課の丸茂と申します。よろしくお願ひいたします。

○南委員長　　ありがとうございます。

それでは水産農林課の議案第50号の補正予算の説明をお願いいたします。

○芝山水産農林課長　　水産農林課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第50号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についてのうち、当課に関する内容を補正予算書及び資料を用いて説明いたします。

補正予算書14ページ、15ページを御覧ください。通知いたします。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金でございます。補正前の額4,655万4,000円に対し、5万7,000円の減額補正で、内訳は2節林業費補助金で、森林環境保全直接支援事業補助金285万7,000円の減額、3節水産業費補助金で県単漁港改良事業補助金120万円、三重県海岸漂着物等対策事業補助金160万円の増額でございます。詳細はそれぞれ歳出にて資料で御説明いたしますが、森林環境保全直接支援事業補助金285万7,000円の減額は、今年度、市有林間伐事業を九鬼町の市有林で行う予定であったものを、同じ場所で提案をさせていただいたヤフー株式会社の御寄附によるみんなの森プロジェクト事業が採択をされましたことから、そちらの事業に組替えをすることによる県補助金の皆減でございます。

続きまして、16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入642万2,000円の増額で、これは先ほどの九鬼町での市有林間伐事業をみんなの森プロジェクトに組替えをしたことにより、間伐面積が拡大したことによる立木の売払収入の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

一番下の段でございます。20款諸収入、4項受託事業収入、2目農林水産業費受託事業収入682万8,000円の増額は、単価構成、事業料の増加による事業費の増額で、後ほど資料にて御説明をいたします。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。補正予算書28、29ページになります。通知をいたします。

5款農林水産業費、2項林業費、3目林道開設改良費、補正前の額1,755万3,000円に700万円の増額補正でございます。財源の内訳は全額地方債、こ

れは市債でございます。

事業の内容は14節工事請負費700万円で、詳細は資料にて基盤整備係内山主幹のほうから説明をさせていただきます。資料のほうを通知させていただきます。

○内山水産農林課主幹兼係長　それでは、3目林道開設改良費について詳細を説明させていただきます。

資料番号1を御覧ください。

一般林道整備事業、林道大根須賀利線舗装工事の位置図になります。

事業としては、近年の台風や大雨等から路面洗掘などを未然に防止し、通行車両の安全性を確保するものであります。舗装工が1,270平米、延長265メートルを予定しております。

事業費の700万円は、その他、特定財源となっております。

以上でございます。

○芝山水産農林課長　それでは、補正予算書28ページ、29ページにお戻りください。通知をいたします。

一番下の段でございます。5款農林水産業費、3項山林事業費、1目管理費2,803万8,000円の増額でございます。財源内訳は国県支出金で285万7,000円の減額、これは森林環境保全直接支援事業補助金285万7,000円の減額です。その他財源3,242万8,000円の増額は、ヤフー株式会社からの寄附金2,560万円と、受託造林事業収入682万8,000円の増額によるものでございます。主な内容は、市有林管理事業における森林環境保全直接支援事業業務委託料の皆減と、次のページをお願いいたします、受託造林管理事業における森林整備業務委託料672万円の増額。みんなの森プロジェクト事業における委託料2,551万円の増額などでございます。詳細は資料にて市有林係、千種主幹のほうから御説明をさせていただきます。資料を通知いたします。

○千種水産農林課主幹兼係長　それでは、委員会資料2ページの資料2をお願いいたします。

受託造林管理事業のうち委託料672万円の増額について説明させていただきます。主なものとしましては、森林整備業務委託料となっております。内訳は赤色で塗られています保育間伐について、1ヘクタール当たりの施業単価の増に伴い570万円の増額と、地図でいう黄色のラインの作業道の測量設計及び開設距離が伸びたことに伴う102万円の増額であります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

こちらは、当初予算におきまして森林環境保全直接支援事業において、右側の赤色のエリア6ヘクタールの利用間伐及び黄色のライン900メートルの森林作業道開設を計上しておりましたが、次のページで説明しますみんなの森プロジェクト事業により、当該地の森林整備を予定していることから、462万円の皆減としております。ちなみに、黒の点線で囲んだ部分がヤフーのみんなの森プロジェクトのエリアでございます。

続きまして、4ページをお願いします。

みんなの森プロジェクト事業のうち2,551万円について説明させていただきます。主なものとしましては森林整備業務委託料1,780万円となっております。

今年度につきましては、右側の自然体験・森林ふれあいゾーン、黄緑色の部分ですけれども、こちらにおける利用間伐3ヘクタールと、森林作業道開設、これ、黄色のラインなんですけれども、900メートルとなっております。

続いて左側、生物多様性・環境教育ゾーン、赤色のエリアなんですけれども、こちらにおける群状間伐、これは1.25ヘクタール、白のエリアで2か所あります、と森林作業道の開設、これは黄色のラインです、1,000メートルとなっております。

続きまして、5ページをお願いします。

みんなの森プロジェクト推進業務委託料671万円につきましては、今回、ヤフージャパンによる地域カーボンニュートラル促進プロジェクトへの応募のつくり込みをしていただいた一般社団法人Next Commons Labとの随意契約を考えております。

Next Commons Labにつきましては、企業や行政、自治体と連携しながら、新たな仕組みを構築していくプロジェクトを展開していく企業で、2025年開催予定である大阪・関西万博のテーマの一つ、「TEAM EXPO 2025」のプロジェクトパートナーとなっており、万博を契機に持続可能な地域づくりを、行政、企業、起業家等によるネットワークで研究実装していくSustainable Innovation Labプロジェクトを推し進めております。

2025年の万博では、本プロジェクトのアイデアと成果を発信していく予定となっており、尾鷲市は今年の3月にSustainable Innovation Labへの参加に関する基本合意を締結しております。

Next Commons Labは、今年度、ヤフー株式会社からの企業版ふるさと納税において、本市の林業と脱炭素の仕組みづくりのサポートをしていただ

いており、このことから今回の納付につながったもので、次年度以降もヤフーの寄附を含め、みんなの森プロジェクト事業を推進していきたいことから、契約内容が競争入札に適しないものとして随意契約を考えております。

以上です。

○芝山水産農林課長　すみません、先ほどの資料5ページのNext Commons Labとの随意契約について、少し私のほうからも補足説明をさせていただきます。

先ほど主幹のほうの説明をいたしましたとおり、今回のヤフーの申請に当たりまして、Next Commons Labは2月にヤフーが公表した時点から、夢古道おわせの伊東支配人と共に、尾鷲市での林業と脱炭素の仕組みづくりというものについて、ずっとフルサポートをしていただいております。このサポートがあり、今回の寄附につながったものでございます。

また、そのサポートの内容というものにつきましては、Next Commons Labが大阪万博での「TEAM EXPO 2025」で取り組んでいる全国的な企業や起業家とのネットワークを最大限に駆使しながら、あらゆる情報を集約し、サポートをしてくれたものでございます。

このNext Commons Labの持つ、これからの持続可能な地域づくり、行政運営を研究しているネットワークにはヤフーや日本財団といった組織も非常に近い存在であるということなど、本市におきまして、このみんなの森プロジェクトを研究実現していくには、この組織、この仕組みを活用するほかにないという判断に至ったものでございます。

自治体には一般競争入札が原則という地方自治法等の規定がございますが、一方で地方自治法の施行令167条の2には、その例外として随意契約という特別な理由により、競争によらず契約の相手方を決定する制度というものが定められております。その随意契約によることができるという規定には、1号から9号まで九つの規定がございますが、今回はそのうちの2号、その性質または目的が競争入札に適しないものをするときというものに当たると考えております。

今回の林業と脱炭素の仕組みづくりにつきましては、まさに本市の林業の状況を理解していること、それと、今の国の脱炭素の取組、または法律などの解釈ができること、解決するためのネットワークを有していること、しかも、そのネットワークが、今回は大阪万博にもつながっていくという全国的なネットワークであるということ、そして何よりも、今年度のヤフー株式会社のふるさと納税に採択されたと

いう実績があるということ、次年度以降も継続して次のステップへのつくり込みをしていただくには、これ以上の可能性を有するところはほかにはございません。この状況でN e x t C o m m o n s L a bと委託契約を結ぶことで、尾鷲市専用の林業と脱炭素を検討するチーム、ネットワークをつくっていただくということで、複数のある条件の全てを有し、これまでも情報共有もできておりました、タイムロスがなく、直ちに事業に移行することができる、この大きな課題に取り組み、次年度につなげていくには、こことの随意契約しかないということで、N e x t C o m m o n s L a bとの契約をいたしたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

次、補正予算書のほうに戻らせていただきます。30ページ、31ページでございます。

4項水産業費、3目漁港管理費で202万円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金の160万円は三重県海岸漂着物等対策事業補助金でございます。一般財源は42万円でございます。主な支出は12節委託料202万円で、市内漁港で台風等により漂着ごみが発生した際の処理費用の計上で、このたび、県の今年度の割当内示があったことによる新規補正計上させていただきました。

次に、4目漁港建設費310万円の増額、財源内訳は国県支出金120万円、これは県単漁港改良事業補助金120万円でございます。地方債180万円は市債、漁港整備事業債で、一般財源は10万円となっております。主な支出は14節工事請負費310万円で、詳細は資料にて基盤整備係内山主幹のほうから説明をいたします。資料を通知いたします。

○内山水産農林課主幹兼係長 それでは、4目漁港建設費について詳細を説明させていただきます。

資料の資料番号5を御覧ください。県単漁港改良事業、大曾根浦漁港西網干場舗装工事の位置図になります。

事業としては、大曾根浦漁港西網干場の舗装工事を行うもので、舗装することで漁具を手入れする作業場所や藻類乾燥作業の場所を確保し、漁業活動の効率化を図るものであります。事業費は310万円で、財源内訳は県支出金120万円、その他特定財源180万円、一般財源10万円となっております。

以上でございます。

○芝山水産農林課長 以上で水産農林課に係る議案第50号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜

り、御承認くださいますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○仲委員 みんなの森プロジェクト事業の説明を受けたんですけど、ちょっと理解が僕は薄かったもので、再度。

みんなの森プロジェクト推進業務委託料671万かな。具体的には、いろいろ事業名を書いているんですけど、この社団法人に何を委託し、推進していくのか、1点。

二つ目が、Next Commons Labは、得意分野は何か。事業の特性を、どんなところを持っていますか。そこらをちょっとお答えください。

○芝山水産農林課長 それでは、資料の5ページをもう一度通知させていただきます。

よろしいですか。

こちらのほうです。まずはNext Commons Labの特性というものを、御説明をさせていただきたいというふうに思います。

下段の表でございます。今、Next Commons Labが大阪万博と協定を結んでいる取組といたしまして、少し小さくて見にくいんですが、一番左側の入ってくる矢印でございますが、行政、企業などのリソースというふうにあります。これは行政、いわゆる地域が抱える課題、全国いろんな課題を抱えている地域がございます。そこを、行政と企業とをマッチングをさせて地域課題を、これからの公金、税金だけでは支えきれないだろうということで、それに対して企業などのCSRの社会貢献活動であったり、今回のような脱炭素の活動であったり、そういう財源を使いながらともに解決する仕組みをつくっていくというところでございます。

その進んでいく過程に、このSILという、これはSustainable Innovation Labの省略でございますが、そういう情報と市と企業がそろって、マッチングするプラットフォームというのがこのSILということになっております。そこを通しまして、2025年、2030年、2040年ということで、どんどんこういう仕組みづくりを実現させていく、実装させていくと、研究だけではなく実装させていくということを得意とする、いわゆる地域の行政課題を拾い上げて、それを解決できる企業とマッチングをすることができる組織でございます。その過程に2025年の「TEAM EXPO 2025」という発表の舞台がある。もちろんこの発表がゴールではなく、その以降もそれを実現するためのパート

ナーシップをつくっていくということで具体的には今、一部先行してN e x t C o m m o n s L a b が取り組んでいる事業では地域電力会社をつくって、その地域電力の収益によって地域の課題を解決していくような仕組みをつくらうとしているチームもございます。

今回は尾鷲市では、特にその中で林業と脱炭素という仕組みをこのチームの中でつくっていただくような形で契約をさせていただきたいというようなものでございます。

以上です。

○仲委員 N e x t C o m m o n s L a b の社員の方と担当が何回か打合せなり会っていると思うんですけど、特に尾鷲市の林業と脱炭素等の組合せで活用できる会社であるかどうか、その可能性がある会社であるかというのは、肌で感じてどうですか。

○芝山水産農林課長 この2月にヤフー株式会社のほうからこういう取組があるということが公表されて以降、実際お会いしたのは、こちらのほうに来ていただいたのは、代表が2度お越しになっております。それから、担当の方も2度お越しになっていただいております。それ以外は、もうずっとオンライン上で夢古道おわせの伊東支配人も含めた形で、ずっとオンライン上でやり取りをさせていただいております。そのオンライン回数もかなりもう頻繁にやっております。

そういうような中で、実はこのN e x t C o m m o n s L a b 自体は林業に関しては、そういう専門家ではございません。ただ、チームスタッフの中には林野庁の脱炭素を今後検討していくチームの担当と物すごく懇意にしている方もみえまして、実は林野庁のほうでも、尾鷲の今からの脱炭素の取組というのは一部注目をしていただいております、緊急事態宣言がなかったら尾鷲のほうにも一度一緒に行きたいというようなことも言ってはいただいております。そういうようなネットワークもここは持ってござまして、まさに私たちとしましても、国のほうにもつながっていけるチャンスじゃないのかなというふうに考えております。

○仲委員 十分よく分かったんですけど、特に尾鷲市では、脱炭素もそうなんですけど、将来的な目では、やはり育林と、古来からあった林業をどうして生かしていくかというようなところを、やはり地元の職員がきっちりと発言して協議をしていくと。社団法人、ここにだけ全て丸投げというようなことないように、一つだけお願いしておきます。

○芝山水産農林課長 委員のおっしゃるとおりでございます。私たちも今回、う

ちの林業技師が中心になってこの企画を組み立てたんですけれども、その中には尾鷲木協さんのメンバーにも一度皆さんに集まっていただいて、もちろんこの内容を説明させていただいて、今後、来年度の取組については、木協の皆さん方が使いやすいような森になるというようなことも非常に大事なことです、その辺りを、もう打合せはスタートをさせていただいております。

○南委員長　　よろしいですか。

○小川委員　　この事業、本当に大いに期待するところなんですけど、来年度、もしヤフージャパンに採択されなかった場合、これ、市単独でこれからもずっとやっていかれるんですか。その点はどうなんでしょうか。

○芝山水産農林課長　　この事業に取り組む前にその議論も私たちもかなりさせていただきました。一度スタートをさせて、途中でもう尻切れトンぼになってしまうようでは困るし、この財源は約束されたものではございませんので、もし来年度以降、それは考えてはいないんですけれども、ヤフーが取れなかった場合に、これは今までどおり、今回、森林環境保全直接支援事業、皆減させていただきましたけど、実は今までどおりの県の補助を頂いてやる予定の森でございました。ですので、万が一ヤフーが取れなかったとしても、来年度以降は、この森林環境保全直接支援事業支払事業とか、こういうような県の既存の補助金を活用しながら、補助率でいきますと68%になります。ヤフーさんからもちろん寄附を頂いたら100%でできますし、広いエリアでできますので、もし取れなかったら進捗は遅くはなってしまいますけれども、みんなの森の考え方自体はヤフーや脱炭素のためにするのではなく、尾鷲の林業に必要なだということ提案させてもらいましたので、ヤフーが取れなかったとしても、これは緩やかにでも継続はさせていきたいというふうに考えています。

○小川委員　　もしヤフーに採択されなかった場合、補助金を使ってということで、補助金を使った事業であっても企業版ふるさと納税でもいけるんですよね、今回。そういうことは考えていないですか。

○芝山水産農林課長　　これがN e x t C o m m o n s L a bの持つ強みの一つでありますけれども、もう既に幾つかの複数の企業がこの森に興味を持って、まだ実際お越しいただいた企業はないんですけれども、これはちょっと緊急事態宣言の関係もあると思うんですけれども、興味を持っていただいている企業は幾つかございますので、もしヤフーが駄目なら、じゃ、ほかにこういう森づくりに興味があるところは、これはちょっと林野庁とか国の流れを見ますと、この後どんどんど

んどん脱炭素をしなければならない企業というのが増えてきますので、そのときに炭素を購入するような仕組みというのは絶対必要になってきますので、必ず出てくるものだと思っております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、議案第50号の審査を終了いたします。

先ほどの企業版ふるさと納税なんですけれども、できる限り継続して採択を受けるように、最大の努力をお願いいたします。

それでは、Fish-1グランプリのその他の報告を求めます。

○芝山水産農林課長 それでは、このたび丸茂水産振興担当調整監がFish-1グランプリという事業に取り組んで、今いろいろ調整をしていただいておりますので、資料のほうを丸茂調整監のほうから説明をさせていただきます。資料を通知いたします。

○丸茂水産農林課調整監 その他ということで、おうちでFish-1グランプリ尾鷲予選の開催について説明いたします。

資料の8ページを御覧ください。

まず、おうちでFish-1グランプリとは何かということの説明いたします。

Fish-1グランプリとは、全国漁業協同組合連合会等が主催となって行う地魚を使用した井のコンテストです。例年は東京の日比谷公園で来場者向けに販売し、購入者による投票でグランプリを決めていましたが、昨今のコロナ禍の影響もあり、昨年からはインターネットでの通販となりました。消費者が通販で各井を購入し、一番おいしいと思ったものに投票してもらい、グランプリを決めます。また、出品者は各都道府県の漁連等に限られています。

Fish-1グランプリは今年で9年目になりますが、これまで三重県からの参加はありませんでした。今年は尾鷲マハタの振興の一環として、このコンテストにマハタ井で出品する方向で全漁連や三重漁連等の関係者と調整中です。まだ正式な発表はありませんが、今年は11月頃に開催される予定だと聞いております。

次に、グランプリを取るための戦略ということで、コンテストの特徴と過去の受賞作を鑑みて簡単にまとめております。コンテストの特徴として、インターネットで販売され、購入者の投票によってグランプリが決まることから、もちろん味が大事なのは言うまでもありませんが、まずは買ってもらうなければなりませんので、

見た目が非常に重要な要素になります。

また、11月に予定されている全国コンテストが始まる前にマスコミ等で宣伝することになりますが、その際に、尾鷲らしさやストーリー性をうまくPRすることで、全国コンテストが始まったら実際に購入してみたい、さらには投票してみたいと思わせるような心に訴えるようなPRができると、グランプリ受賞に近づくとおもわれます。参考までに、一番下に過去の受賞作を載せております。

7ページのほうにお戻りください。

こちらはおうちでFish-1グランプリの尾鷲予選の説明になっております。実際にどのようなマハタ井を出品するかということで、水産農林課から尾鷲商工会議所女性部に相談したところ、尾鷲商工会議所女性部からの提案で、市内の飲食店等にマハタ井を試作してもらって審査委員による審査を行うという、言わば尾鷲予選を開催しようという話になりました。そこで1位になった井のレシピを基にして全国コンテストに出品するマハタ井を検討する予定です。この尾鷲予選を9月28日に尾鷲商工会議所で行う予定です。本日この後、本件についてのプレスリリースを行う予定です。

以上です。

○南委員長 以上でございます。

特に、御質問のある方。

○濱中委員 この尾鷲予選の申込み締切りが9月14日となっているんですけども、どれぐらい集まったかというのは把握されていますか。

○丸茂水産農林課調整監 今のところ12店舗が参加予定だと聞いております。

○南委員長 よろしいですか。

○小川委員 マハタなんですけれども、どれぐらいのサイズのマハタを使う気なのかと思います。マハタってでかければでかいほどおいしいと思うんですけど、尾鷲にそんないいやつ、あるのかなと思うんですが、その点はどうなのでしょう。

○丸茂水産農林課調整監 マハタなんですけれども、今回尾鷲予選に出品する井のマハタについては市内の養殖業者から購入しているんですけども、1.4キロから大きいものと2キロ、ちょっとサイズはバラバラなんですけれども、そのくらいの、大きさは平均1.5、六ぐらいキログラムだったと思うんですけど、そこから辺ぐらいの大きさのマハタになります。

○小川委員 勝ち抜いていこうと思えば、できれば2キロアップのマハタを使ったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、できるだけそういうのを使っていた

だけないかなと思っております。どうなんでしょうか。

○丸茂水産農林課調整監　　マハタは大きいほうが脂が乗っていておいしいというのは分かるんですけども、三重漁連のほうから市内の養殖業者等にマハタを購入してもらおうんですけども、その際にはなるべくおいしいマハタを扱ってもらえるようなという要望はしたいと思います。

○南委員長　　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　じゃ、ないようですので、水産農林課の審査を終わります。ありがとうございました。

続いて商工観光、お願いいたします。

よろしいですか、課長、オーケー。

それでは、商工観光の所管議案50号の補正予算の説明をお願いいたします。

○森本商工観光課長　　商工観光課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第50号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についてのうち、商工観光課に係る補正予算について御説明申し上げます。

令和3年度尾鷲市一般会計補正予算書及び予算説明書の32ページ、33ページのほうを御覧ください。

歳出でございます。6款商工費、1項商工費、3目観光費につきましては、補正前の額4,706万8,000円、補正額160万円を減額し、4,546万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、おわせ海・山ツアーウォーク開催中止に伴う委託料の皆減でございます。

続きまして、第2表債務負担行為補正（追加）について御説明申し上げます。補正予算説明書の7ページのほうを御覧ください。

第2表の下段、尾鷲市地域資源活用総合交流施設指定管理料について、期間を令和4年度から6年度まで、限度額を2,785万8,000円とするものでございます。

尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理につきましては、本年度末をもって3か年の指定期間が終了いたします。本施設、夢古道おわせにつきましては、世界遺産に登録された熊野古道をはじめ、地域資源を生かし、人々が集う交流空間を創出し、地域振興、観光振興につなげていくことを目途に、熊野古道センターとの相乗効果によって、集客交流、まちづくりネットワークの拠点としてにぎわいを創出するため整備を行った施設でございます。資料のほうを通知させていただきます。

尾鷲市地域資源活用総合交流施設指定管理料の債務負担行為についてでございます。債務負担行為限度額は2,785万8,000円で、年間額では928万6,000円でございます。対象施設は地場特産品情報交流センター、海洋深層水活用型温浴施設、農林水産物処理加工施設でございます。主な事業実施といたしましては、地域資源を活用した特産品の開発、紹介及び普及に関する業務などお示ししております6項目となっております。指定期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3か年でございます。指定の手続きでございますが、指定管理者を公募し、プロポーザルにより選定いたします。

選定基準についてでございます。

利用者の平等利用が確保されることなど、総務省の通知に沿った、本市条例に基づいたものとなっております。

今後の予定でございますが、債務負担行為補正予算案の議決をいただきました暁には、10月に募集要項審査を経て、11月に事業者の募集を開始する予定でございます。プロポーザルの実施、仮協定までの手続きを11月中に予定しております。12月の定例会にて選定結果の御報告を申し上げまして、3月定例会で予算案を御審議していただくスケジュールを予定しております。

次に、指定管理料の状況についてでございますが、指定期間、平成28年度から30年度までが3,600万9,000円、平成31年度から令和3年度までが2,794万7,054円となっております。令和4年度からの3か年の指定管理料につきましては、条例に定める実施事業、過去の事業内容、決算内容を基に算出させていただきます。

消費者の物価の上昇、開設から14年程度経過した施設の管理費、コロナ禍で集客が難しい状況の中でも集客の拠点となる施設について、地域と連携しながら、尾鷲のブランドの開発、普及、伝承、海洋深層水のサテライト施設としての癒しの提供、知名度アップに向けての情報発信など、本市が求める基本的な方針の実現と持続可能な施設運営を考慮し、算出させていただいたところでございます。

以上が商工観光課に係る補正予算の御説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○南委員長 説明は以上でございます。

御指摘のある方。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、ないようですので商工観光の審査を終わります。ありがとうございました。

建設課、入ってもらいます。

それでは、建設課の審査に入ります。

建設課の議案第50号、補正予算と、議案第60号の尾鷲市都市計画マスタープランの2本でございます。

まず、補正予算のほうの説明をお願いいたします。

○内山建設課長　それでは、議案第50号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についてのうち、建設課に係る予算について御説明させていただきます。

まずは歳入のほうから説明させていただきます。通知します。

補正予算書の14、15ページをお願いします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金につきましては、補正前の額が4,938万8,000円に対しまして、補正額110万円を増額し、5,048万8,000円とするものであります。内容は2節住宅費補助金110万円の増額であります。内訳は避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金110万円の増額で、これは県が指定した第1次緊急輸送道路沿道にある一定の高さを越える建築物に耐震診断に係る費用を補助するものでございます。

15款県支出金、2項県補助金、5目土木費県補助金につきましては、補正前の額1,565万5,000円に対しまして、補正額55万円を増額し、1,620万5,000円とするものであります。内容は1節土木費補助金55万円の増額で、内訳は三重県避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金55万円の増額で、国庫補助金の内容と同様の内容でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。通知します。

補正予算書の28、29ページを御覧ください。

4款衛生費、4項下水道費、1目下水道整備費につきましては、補正前の額359万4,000円に対しまして、補正額400万円を増額し、759万4,000円とするものであります。財源内訳は一般財源の400万円の増額です。内容は14節工事請負費400万円の増額で、これは中川・矢の浜幹線下水路のしゅんせつに係る工事請負費でございます。詳細につきましては、土木係長の岡田より説明させていただきます。

○岡田建設課係長　それでは、委員会資料1ページを御覧ください。

中川・矢の浜幹線下水路浚渫工事の位置図と状況写真でございます。実施予定箇所は赤色で着色された部分、A工区延長442メートル、B工区延長320メートルの区間となります。地域住民の要望により、2年ごとに御協力いただきながら、この着色された範囲の中で堆積土砂をしゅんせつすることにより、一定の浸水防止や悪臭防止などの事業の実施効果は確保できると考えております。

説明は以上となります。

○内山建設課長 それじゃ、通知します。補正予算書の32、33ページを御覧ください。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、補正前の額5,085万2,000円に対しまして補正額1万円を増額し、5,086万2,000円とするものでございます。財源内訳は一般財源1万円の増額です。内容は18節負担金、補助及び交付金の1万円の増額で、これは自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会に加入したための会費でございまして、自転車を通じて市民の健康増進や観光振興などを図ることを目的として推進していくものでございます。

2項道路橋梁費、3目道路新設改良費につきましては、補正前の額4,300万円に対しまして補正額1,500万円を増額し、5,800万円とするものでございます。財源内訳は地方債150万円の増額、一般財源1,350万円の増額であります。内容につきましては、14節の工事請負費1,500万円の増額で、これは泉町地内や桂ヶ丘地内などの道路改良工事費でございます。詳細につきましては土木係長の岡田より説明させていただきます。

○岡田建設課係長 それでは、委員会資料2ページを御覧ください。

2工事の航空写真位置図と、小さく四角囲みが現場の状況写真でございます。資料の位置図に赤色で着色している部分が工事を予定している箇所であります。

名古屋上ノ山線道路改良工事については、場所は桂ヶ丘地内であり、工事延長32メートル、工種はコンクリート床版工、アスファルト舗装工、転落防止柵などの施工を計画しております。もう片方の泉町地内道路改良工事については、場所は泉町であり、工事延長98メートル、工種は道路側溝、排水管、アスファルト舗装などの施工を計画しております。

説明は以上になります。

○内山建設課長 通知します。

補正予算書の32、33ページを御覧ください。

3項河川費、1目河川総務費につきましては、起債対象事業費の増額により一般財源から地方債の財源更正でございます。

補正予算書の34、35ページを御覧ください。

6項住宅費、1目住宅管理費につきましては、補正前の額2,751万6,000円に対しまして補正額220万円を増額し、2,971万6,000円とするものでございます。財源内訳は国県支出金165万円の増額、一般財源55万円の増額であります。内容につきましては、18節の負担金、補助及び交付金220万円の増額で、これは避難路沿道建築物耐震診断補助金220万円の増額でございます。県が指定した第1次緊急輸送道路沿道にある一定の高さを超える建築物に耐震診断にかかる費用を補助するものでございます。

詳細につきましては、建築係長の上村より説明させていただきます。

○上村建設課主幹兼係長 資料を送付いたします。資料3を御覧ください。

尾鷲市避難路沿道建築物耐震診断補助金について御説明いたします。

目的としまして、建築物が地震によって倒壊した場合、その敷地に接する重要な道路の通行を妨げ、災害時における多数の円滑な避難などの実施、また、避難者への緊急物資の輸送等の妨げとなることを防止するため、耐震診断を行い耐震改修の促進を図ることを目的としています。

対象建築物ですが、耐震改修促進法に基づき、平成27年度に三重県では、三重県建築物耐震改修促進計画により耐震診断を義務化する路線を指定しました。

尾鷲市内では国道42号線と坂場交差点から市役所に至る坂場銀杏町線が指定され、沿道にある既存耐震不適格建築物について6棟が対象となり、耐震診断結果の県への報告が義務化されました。

実績と目標についてですが、平成28年度より国、県と協調し、対象建築物の耐震診断に係る補助を行ってきまして、対象建築物6件のうち5件については、令和2年度末時点で県への耐震診断結果等の報告が完了しています。

当初、令和2年度までの時限措置でありましたけど、令和3年4月よりさらに5年間事業期間が延長されたことにより、さらなる取組を行っていくものでございます。補助金の額については御覧のとおり、国2分の1、県、市4分の1ずつになっております。

以上です。

○内山建設課長 以上で説明を終わらせていただきます。御承認賜りますよう、御審議よろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。建設課の説明は以上でございます。

御指摘のある方は御発言をお願いいたします。

○村田委員 今の避難路沿道の建築物耐震診断、これ、今パーセンテージでいくとどのぐらい進められておりますか。

○上村建設課主幹兼係長 対象が6件ございまして、5件がもう既に三重県への報告が終わっておるところです。

○村田委員 6件あって5件が今やられているということなのですが、これは避難路の沿道の建築物ですから、5件や6件で済むんですか。

○上村建設課主幹兼係長 抽出方法なのですが、三重県が、先ほど申し上げました平成27年度ですか、に全ての沿道の建物を調査しまして、道路の中心から仰角45度を超える建物、これが対象となっていて、県のほうで収集した結果6棟が該当しているという結果でございました。

○南委員長 よろしいですか。

○村田委員 はい。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、建設課の予算については終了いたします。

引き続きまして、議案第60号、尾鷲市都市計画マスタープランについての説明をお願いいたします。

○内山建設課長 それでは、議案第60号、尾鷲市都市計画マスタープランについて御説明させていただきます。

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2において、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられております。同計画は本市の都市づくりの理念、基本方針である将来都市像やまちづくりの考え方を明らかにし、本市の都市計画・まちづくりの総合的な指針となることを目的としております。現行のマスタープランは2010年に策定したもので、2030年までの計画期間内の中間時点を迎え、また、内容が社会情勢などの変化によって現状と乖離が生じている部分もあり、これまでの取組の進捗状況、さらには策定後の生じた新たな社会的要請や施策なども十分に反映しながら、全体的に見直しを進めてきたものでございます。

今回の改正につきましては、昨年度から尾鷲市都市計画審議会を2回、策定委員

会を3回、地域別構想検討会を2回、庁内検討会を4回開催し、また、議員の皆様からも意見をいただき、鋭意作成してまいりました。

また、先月の24日には第2回目の尾鷲市都市計画審議会を開催していただき、本マスタープランの内容について御承認をいただいたところでございます。

本マスタープランの内容については前回御説明させていただいた内容と変わっておりませんが、現行マスタープランとの主な変更点について御説明させていただきます。通知します。尾鷲市都市計画マスタープラン、40ページをお願いします。

まず、第7次尾鷲市総合計画における基本構想、将来像、住みたい、住み続けたいまち尾鷲の整合性を図るために、都市づくりの理念を、「うみ・やまなどの地域資源を活かした 新たな地場産業を育むまち おわせ」、これは現行の理念でした。それから、「うみ・やまなどの地域資源を活かした地場産業や新たな産業を育み安全で誰もが快適に暮らせるまち おわせ」に変更しております。

誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めていくことにより、誰もが住み続けたいと思えるまちに近づけたいと考えており、都市づくりの方針としても社会環境の変化などに対応した市街地や集落の整備、自然環境の保全によるまちと自然の調和をした都市づくりを推進していきたいと思っております。通知します。2ページを御覧ください。

次に、尾鷲市国土強靱化地域計画との関連づけでございます。

尾鷲市国土強靱化地域計画を尾鷲市都市計画マスタープランの上位計画と位置づけて、基本目標である災害に強い安全安心のまちづくりを方針として、都市基盤の改善や避難ルートの整備など、尾鷲市国土強靱化地域計画に基づき、南海トラフ地震や台風などの大災害に対応できる安全で安心なまちづくりを進めると関連づけております。すみません、通知します。続きまして、56ページをお願いします。

次に、三つ目に当たります都市づくりの方針でございます。「新たな拠点」を活かした都市づくりということで、中部電力尾鷲三田火力発電所の跡地利用は、本市の都市づくりにおいて大きな影響力があるものでございます。現在「おわせSEAモデル構想」に基づき、「集客交流人口拡大」、「新たなエネルギーの活用」及び「働く場所・雇用の創出」を目的とした新たな土地利用が計画されております。

「おわせSEAモデル構想」による跡地の計画的な土地利用を図るとともに、その波及効果を活かした都市づくりの促進をと追加しております。

続きまして、また通知させていただきます。

62ページをお願いします。四つ目でございます。

土地利用の方針でございます。一番下の部分に当たるんですけれども、大規模遊休地の小原野周辺地区の姿としまして、防災を含めた計画的な土地利用を図るべき大規模遊休地と変更させていただいております。

また、方針として、防災利活用の在り方を検討し、有効利用を促進しますと変更させていただき、小原野地区の土地利用について明確化されております。通知します。最後に、80ページをお願いします。

最後に、港湾整備の方針についてでございます。

港湾整備の方針の尾鷲港の基本的な考え方について、現在作成中でございます港まちづくりビジョンと関連性を図るために、尾鷲港は、漁業、物流、防災、観光といった重要な役割を担うことが期待された港湾であること。また、船舶の大型化により、港への着岸が困難であるため、大規模地震時の緊急物資などの輸送や救助活動に支障を来す状況となってきたため、非常時にはこれらのことが円滑かつ迅速に、輸送や救助活動などができる拠点を目指すとともに、船舶の寄港地や魚の水揚げ基地としての再生、さらに、観光振興の拠点としての様々な施策の充実を図ると変更させていただきました。

以上が主な変更点でございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○南委員長　ありがとうございます。60号の都市計画マスタープランの説明は以上でございます。

御質疑のある方。

○中村委員　毎回思うんですけれども、総合計画と都市計画マスタープランが、各計画もそうなんですけれども、年度をそろえていくという計画は今後立てられますか。これ、1年違いで第7次の総合計画をつくられると思うんですけれども、各計画の整合性、いつも指摘させていただくんですけど、ばらばらなんですけれども、それは年度がばらばら、それを1年ぐらいやったら、例えば、この都市計画マスタープランも1年延ばして総合計画と同じときにつくろうとかというのを、今後、勘案される気はないのかお尋ねします。

○内山建設課長　今回、どんなにしても各々計画の出発年次が違っております。都市計画マスタープランにしても総合計画にしても、また、新たに今策定します国土強靱化にしても出発点が違ってきますので、どうしても足並みそろえることは難しいというふうに考えております。今後また、そのようなことで、足並みがそろえ

る、整合性が図れるようなタイミングを図りながら今後も計画のほうは進めていきたいと思っております。

○中村委員 内容の整合性が取れないことについて見直しされる予定はありますか。

○内山建設課長 内容の整合性はなるべく図れるように庁内検討委員会でもいろいろ諮りまして、今回つくってきたと考えております。

○中村委員 整合性が取れるように頑張っていたいたんですけれども、まだまだ整合性は取れていませんので、そこに関しては、また順次直していただけるようお願いしたいと思います。

○内山建設課長 今回、10年たって見直しを図らせていただきました。また、次回もいろんな社会情勢の変化なり、今回、これからの計画との乖離、だんだん変化に追いついていかんような都市計画マスタープランになってしまったときには、今後また見直すように検討していきたいと思えます。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 他にないようですので、2件の議案審査を終了いたします。ありがとうございました。

ここで、30分まで休憩します。

(休憩 午後 2時20分)

(再開 午後 2時30分)

○南委員長 休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

次に、教育委員会の議案第50号、一般会計補正予算の説明を求める前に、教育長から一言。

○出口教育長 教育委員会でございます。

ただいまから議案第50号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第8号)及び報告事項1件につきまして、教育総務課長並びに生涯学習課長から御説明申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

○南委員長 お願いします。

○森下教育総務課長 それでは、議案第50号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第8号)の議案についてのうち、教育総務課に係る予算について、予算書と

資料に基づき御説明いたします。

予算書の34、35ページを御覧ください。通知します。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、細目学校教育事務局費、補償、補填及び賠償金6万9,000円の増額で、これはICTを活用した教育を推進するため、授業目的公衆送信補償金を一括で支払うことにより、著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランスを取り、著作物を無許諾利用できる範囲を拡大させる費用でございます。詳細につきましては資料にて御説明します。

資料1を御覧ください。通知します。

授業目的公衆送信補償金について、目的としましては、ICTを活用した教育を推進するため補償金を一括で支払うことにより、著作物の無許諾利用をできる範囲を拡大させるものです。内容は、従来の著作権法では学校等教育機関における授業の過程で必要かつ適切な範囲で著作物等のコピーや双方の会場に教員と生徒がいる場合などの遠隔合同授業における公衆送信については、著作権者の許諾を得ることなく無償で行うことができました。それが平成30年の法改正でICTを活用した教育での著作物の利用の円滑化を図るため、これまで著作権者等の許諾を得ることが必要であった遠隔合同授業以外の公衆送信についても、補償金を支払うことにより無許諾で行うことが可能になりました。

小中学校において想定される場面としましては、①対面授業で使用する資料を外部サーバー経由で送信する、②対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信する、③オンライン授業で映像や資料を送信するなどになっております。予算の内訳としましては、10月から3月までの6か月分で、小学校分が年額120円が児童593人分の月割り6か月分と、中学校で年額180円が生徒366人分の月割り6か月分の合計が6万8,520円となっております。

以上が教育総務課の説明でございます。

○三鬼生涯学習課長　　続きまして、議案第50号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についてのうち、生涯学習課に関する予算につきまして、補正予算書及び資料に基づき御説明いたします。

予算書の34、35ページをお願いします。

9款教育費、5項社会教育費、5目文化財保護費3,000円の増額は、細目一般保護事業、負担金、補助及び交付金3,000円の増額で、日本クマノザクラの会費3,000円でございます。内容につきましては資料にて御説明いたします。通知いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

クマノザクラは2018年に学名が発表された野生の桜の新種で、紀伊半島南部の三重、奈良、和歌山の一部に分布しております。市内でも矢ノ川・輪内地区などにおきまして自生地が確認されております。一方、その性質についてはほとんど分かっておらず、科学的な知見が僅かであり、多くの自生地では後継樹がほとんど見られないことから、大幅に減少する危険も心配されております。今後、クマノザクラに関する正確な情報を多くの関係者が共有し、適切な利用方法を図っていく必要があることなどから、本年2月に日本クマノザクラの会が発足されております。クマノザクラの自生地は3県にまたがる地域であり、その利活用や保全活動を進めていくためには県や市町村などの行政区域をまたいだ連携が必要となることから、本市といたしましても団体会員として入会したいと考えております。

以上が生涯学習課の令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の説明でございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 教育委員会からの説明は以上でございます。

御質疑のある方は御発言をお願いいたします。よろしいですか。

○仲委員 35ページの補償金なんですけど、説明の中で、遠隔合同授業等以外の公衆送信というと、その下のことなんかいね。

もう一点は、この補償金はどこへ支払う、どこの団体に支払うということですか。

○森下教育総務課長 想定される遠隔合同授業以外のものというのが想定される場面ということで、対面授業で資料等を送る場合、あと、オンライン授業等については、今までですと著作権者の許諾が必要であった授業ということになります。

あと、もう一件、支払い先なんですけれども、今回この制度ができて、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会というところができるので、そちらのほうに補償金を支払って管理してもらおうというような形になっております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようですので、議案第50号の補正予算の審査は終了いたしまして、報告事項が1件あるそうでございます。令和2年度の教育委員会の活動点検と評価報告について説明を求めます。

○森下教育総務課長 それでは続きまして、報告事項の令和2年度教育委員会の

活動の点検・評価報告について、御説明させていただきます。

詳細につきましては資料に基づきまして、担当課長補佐より御説明いたします。

○中川教育総務課長補佐兼係長 それでは資料2、令和2年度教育委員会の活動の点検・評価報告書を御覧ください。通知いたします。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。1ページを御覧ください。

1、はじめにとして、点検・評価制度の趣旨を記載しております。下の四角で囲っている部分となりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条に、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行について点検、評価を行い、結果を議会に報告するとともに、公表しなければならないとされており、今回、皆様に御報告させていただくものであります。

また、同条第2項には、点検、評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るとされており、後ほど御説明させていただきますが、第三者評価委員として、元宮之上小学校校長の山本樹氏と社会教育委員長の湯浅祥司氏のお二人に評価していただいております。

2ページを御覧ください。

2、点検・評価の対象と、3、評価の判断基準について記載しております。

点検・評価の対象は教育委員会の主要施策についてであり、また、評価の判断基準につきましては、5段階の評価基準に基づき、達成状況、成果から総合評価を行っております。

続いて、3ページを御覧ください。

ここに、尾鷲市教育ビジョン体系図を掲載しており、次ページで施策体系図を掲載しております。

5ページを御覧ください。

事業評価としまして、令和2年度の主要施策である18の事業についての評価一覧表であります。教育委員5名と外部委員2名によりそれぞれ評価していただき、A評価が12事業、B評価が6事業となりました。

続きまして、次ページ、6ページからですが、評価対象である主要施策の成果及び実績報告を載せております。

23ページまで続きますが、こちらにつきましては、後日、委員会の決算報告の際に御報告をさせていただきますので、省略させていただきます。

24ページを御覧ください。通知いたします。

教育委員会の活動状況としまして、教育委員の選任状況、教育委員会の開催状況、

審議状況、その内容について、また、次ページには会議以外の主な活動について掲載しております。

26ページを御覧ください。

ここからは第三者評価として、先ほど申しました第三者評価委員のお二人に評価をしていただいております。30ページまでは山本委員による評価、31ページから34ページまでは湯浅委員の評価を掲載しております。

35ページを御覧ください。通知いたします。

教育委員評価として、35ページから40ページまでは教育長を含む5名の教育委員からの評価を記載しております。

なお、この教育委員会の活動の点検・評価報告書につきましては、今後、市ホームページへの掲載、各センターへの配布等により広く公表したいと考えております。

説明は以上でございます。

○南委員長 教育評価の説明は以上でございます。

特に意見なり御指摘のある方。

○中村委員 教育委員会において、開かれた教育委員会を目指しておられると思うんですけども、昨年度の教育委員会、秘密会が多過ぎたと思うんですけども、今後、例えば非行とか、いじめとか、個人的な名前が出ない、出る以外の人に、秘密会にさせていただくのはやめていただきたいと思います。

○南委員長 教育長、これ、教育委員会についての評価というのはされていませんか。ちょっと1点、今の中村さんのあれで。

○出口教育長 公開か非公開かという問題につきましては、例えば、これから議会へ提出する内容のものであるとか、それから、いろいろな内部の中で闊達な意見交換が十分できる、そういったような状況をつくるために非公開にすることがございます。ただ、その後につきましては、これはホームページ等で内容につきまして公開をしております。

以上です。

○中村委員 それでは、当日配付はやめていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。資料は事前に配付していただきますようお願い申し上げます。

○出口教育長 基本的には事前にネットでもって配付をさせていただいておりますが、どうしてもこちらの事務作業の都合上、当日になってしまう場合もこれまでございましたので、今後は事前に配付をできるようにしていきたいというふうに考えております。

○南委員長　　よろしいですか。

ちょっと私のほうから、今の成果及び実績の一覧表、A、B、5ランクの話があったでしょう、教育長。たしか一昨年は25の項目があったようなんですけども、事業の廃止に伴う、7とか減ったということなんですか、これ、事業評価の。

○出口教育長　　事業の数におきましては、これは廃止になった事業がございますので、その分がこの評価の中から抜けております。

○南委員長　　はい。
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　教育委員会の審査を終わります。ありがとうございました。
最後に、総合病院のほうに入ってください。

予定より、2日の予定だったんですけども、皆様の御理解と御協力の下で本日中に終わりそうです。ありがとうございます。

事務長、よろしいですか、準備のほうは。

○佐野総合病院事務長　　ちょっと待ってください。

○南委員長　　それでは、総合病院、ラストでございます。

議案第53号、令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第1号)の議決についての説明をお願いいたします。

○佐野総合病院事務長　　それでは、最後ということで、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第53号、令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第1号)の議決について、補正予算書及び予算説明書の内容について御説明いたします。通知します。

1ページのほうを御覧ください。

第1条 令和3年度尾鷲市病院事業会計の補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

第2条 令和3年度尾鷲市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部として、第1款病院事業収益、既決予定額が38億7,626万6,000円。これから補正予算額4億4,450万8,000円を増額し、合計43億2,077万4,000円とするものでございます。

第2項医業外収益、既決予定額が5億6,023万9,000円、これから補正予

定額 4 億 4,450 万 8,000 円を増額し、合計 10 億 474 万 7,000 円とするものです。

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 5,212 万 4,000 円は一時借入金で措置するものとする。）を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 5,217 万 5,000 円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 105 万 4,000 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 5,112 万 1,000 円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部として、第 1 款資本的収入、既決予定額 9 億 3,501 万 2,000 円から補正予定額 1,610 万円を増額し、合計 9 億 5,111 万 2,000 円とするものでございます。

第 1 項企業債、既決予定額 7 億 1,980 万円から補正予定額 1,610 万円を増額し、合計 7 億 3,590 万円とするものです。

支出の部としましては、第 1 款資本的支出、既決予定額 10 億 8,713 万 6,000 円から補正予定額 1,615 万 1,000 円を増額し、合計 11 億 328 万 7,000 円とするものです。

第 1 項建設改良費、既決予定額 7 億 2,781 万 8,000 円から補正予定額 1,615 万 1,000 円を増額し、合計 7 億 4,396 万 9,000 円とするものであります。

第 4 条 予算第 5 条債務負担行為を次のとおり補正する。

これにつきましては、来年度以降における各事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものでございます。

追加としまして、事項、MRI 更新事業、期間、令和 4 年度から令和 9 年度まで、限度額 1 億 4,850 万円、内容につきましては、こちらは後ほど御説明を申し上げます。

次に、2 ページのほうを御覧ください。

第 5 条 予算第 6 条企業債を次のように改める。

医療機器整備事業の補正前の限度額 7 億 1,980 万円を補正後の限度額 7 億 3,590 万円とするものです。

次に、3 ページのほうを御覧ください。

令和 3 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の説明書でございます。款項につきましては、先ほど御説明いたしましたので省略をさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出のうち収入の部、2項医業外収益、2目補助金、2節国県補助金4億4,012万9,000円の増額は、令和3年度新型コロナウイルス感染症対策事業補助金によるものでございます。6目その他医業外収益437万9,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託金によるものでございます。それぞれの内容につきましては、こちらも後ほど御説明をいたします。

次に、支出の部、2項医業外費用、4目雑支出、1節雑支出57万4,000円の増額は、消費税を再計算したことによるものでございます。

5目消費税及び地方消費税、1節消費税及び地方消費税15万7,000円の増額は、こちらも再計算したことによるものでございます。

次に、(2) 資本的収入及び支出のうち収入の部、1項企業債、1目企業債、1節企業債1,610万円の増額は、関節鏡ビデオカメラシステム、内視鏡用の炭酸ガス送気装置等々の更新等々に伴う医療機器整備事業債の増額によるものでございます。

次に、支出の部、1項建設改良費、1目資産購入費、1節器械備品購入費1,615万1,000円の増額は、関節鏡ビデオカメラシステム、内視鏡用炭酸ガス送気装置、耳鼻咽喉科用ユニット、コードレス超音波凝固切開装置の更新等によるものでございます。

次に、4ページのほう、御覧ください。

令和3年度尾鷲市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これは令和3年度1年間の現金の増減を表すものでございます。

次に、5ページのほう、御覧ください。

下段の令和3年度末の期末の残高、こちらが2億655万9,000円となる見込みでございます。

次に、6ページのほうを御覧ください。

令和3年度尾鷲市病院事業会計予定損益計算書でございますが、補正後の予定では、7ページのほうの下から3段目、こちらの当年度純利益が1億6,946万2,000円というような形で、黒字となる見込みでございます。

次に、8ページのほうを御覧ください。

8ページ以降12ページまでは尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表及び注記を記載しております。

9ページの中段、4の流動負債、(1) 一時借入金、こちらのほうを見ていただきますとゼロということで、ゼロの見込みとなっております。

また、10ページの下から2行目、資本合計につきましては、当初予算時は2億2,901万3,000円の見込みとしておりましたが、今回の補正によりまして、6億7,189万6,000円となる見込みでございます。

以上が令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算書（第1号）及び予算に関する説明書の説明でございます。

引き続き、先ほど申しました説明のほうを病院総務課長のほうから資料の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○高浜総合病院総務課長　それでは、資料の説明に入らせてもらいます。

それでは、お手元の資料1ページをお願いします。補正予算に計上しました新型コロナウイルス感染症対策事業に係る収益でございます。

一つ目は、名称が新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業で、内容は、陽性患者を受け入れるための病床確保と、確保に伴い休止せざるを得ない病床の補填の補助金でございます。金額は昨年度、当院は県からの指定がその他の医療機関でありましたが、県から尾鷲総合病院の役割や実績は重点医療機関に相当するとのことで、今年度は重点医療機関に指定されたことから、その他の医療機関であれば4万1,000円が単価であったのが、重点医療機関として指定されたことにより7万1,000円の単価となり、掛ける延べ病床数として4億4,012万9,000円を計上しております。

二つ目につきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種に対しての委託金でございます。県から医療従事者へのワクチン接種の基本型接種施設に指定されたため、接種体制構築業務委託金として97万9,979円。市内の医療従事者への接種に係る委託金として、延べ1,493回分の339万9,561円を計上しております。

2ページをお願いします。

次に、MRIの更新事業についてであります。現在のMRIは平成18年度に更新し、15年が経過しました。現在のMRIは部品等が供給できないためとして保守契約が今年度までとなったため、新改革プランの計画に基づいて更新するものでございます。

債務負担行為の期間としまして令和4年度から9年度までとし、限度額は機器本体と保守等合わせて1億4,850万円としております。財源は契約後になりますが、本体部分は企業債を利用し、保守の部分は自己財源となる予定でございます。補正予算をお認めいただければ、今後のスケジュールとしまして11月に入札を行

えるよう準備を行い、3月までに本体機器の製作を終了し、5月頃に設置を行った後、6月をめどに稼働を開始する予定でございます。

最後に、MRIとCTの違いを記載させていただきました。後ほど御覧ください。

私から資料の説明は以上でございます。

○南委員長 病院からの説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言。

○中村委員 このMRIのメンテナンスの期間なんですけれども、11月に契約されて、最後をその年度の何年か先の3月までにされたら、次、何年かの更新時に債務負担行為ではなく、本予算で予算立てできるん違うかなと思うんですけれども、メンテナンスの期間を変な時期じゃなくて、3月までというメンテナンスの契約にされる予定はないんですか。

○高浜総合病院総務課長 申し訳ございません、スケジュールのところを御覧いただきたいんですけど、設置、試運転が4月から5月を予定しておりますので、保守がこの期間から開始するという予定でございます。ですので、契約した11月からではなく4月からという予定であります。稼働を開始してからということでございます。

○中村委員 それでは、次の更新というのか、この機種が古くなったときには、ちょうど3月でメンテナンスが終わって次回から債務負担行為という、11月じゃなくて、3月の本予算で予算を取っていけるということになっていくんですか。

○高浜総合病院総務課長 この予定は、法定耐用年数の期間を記載してまして、使い続ける予定でございます。ですので、それで使い続けるまで単年度で保守を組んでいく予定になっております。

○中村委員 それ、分かっているんですけど、結局15年たったときに、またメンテナンスが、例えば6月契約やったら途中で切れてしまうおそれがあるから、また、そのときは補正を取って債務負担でせなあかんようになるから、毎年のメンテナンスの切りを4月、3月にされたら次の時期にいいんじゃないですかと、ごめん、そういう意味です。

○南委員長 分かりやすく、ちょっとメンテの部分も説明させてください。

○高浜総合病院総務課長 単年度になれば3月31日をもって終了という契約で、単年度ごとに契約を結んでいく予定でございます。

○小川委員 これ、厚かましい話で絶対無理やと思うんですけど、コロナ感染症重点医療機関に格上げされて1床当たり4万幾らだったのが7万1,000円なっ

たんですが、遡ってもらえるということはないですか。請求せなんだですか。

○高浜総合病院総務課長 前年度までの遡りは無理なんですけど、県からお話をいただいたときには4月に遡って指定させていただくという条件で指定させてもらいました。

○小川委員 分かりました。

○仲委員 ちょっと、ちゃんと聞いてなかったか分かんなんですけど、4月から7月分の、言ったら重点のあれですね、4、5、6、7の4か月。月でいくと1床7万1,000円やもんで220万ぐらい出てるんさね。実際の月でいくと。この9月30日に解除されるけど、重点医療機関というのはいつまで指定される予定なんですか。

○高浜総合病院総務課長 重点医療機関はいつまでとは、県の指定ですので、こちらから申し上げるわけにはいきませんが、補償対象となる期間はコロナの蔓延とか拡大とか小康期の時期によって県がフェーズを変えてきます。ただ、前年度ですと、うちは4段階のフェーズを県が設けておるんですけど、その他のときに使える病床数と休止の病床数は違っていたんですけど、今回はどのフェーズであっても7万1,000掛ける、うちが補填してもらわないかん病床数に全て適用できるので、期間に関してはコロナの流行によっていつまでという判断が下されるのかと思っております。

○仲委員 今回4月までの補正を上げたというのは、4月から7月までは確定したと。それで、7月以降の部分についてはまだ確定されていないという捉え方でよろしいですか。

○高浜総合病院総務課長 そうでございます。

○南委員長 よろしいですか。他にございませんか。

○濱中委員 このMRIの更新事業なんですけれども、6年間、これは限度額割る6で、均等でよろしいですか。

○高浜総合病院総務課長 初年度は機器の部分ですので、機器の部分を厚く設定する予定で、後々の保守の部分で均等に組んでいく予定でございます。

○濱中委員 同じページで、これ、以前の形に戻ったと思うんですけども、第3条のところのただし書のところの、補填する財源が一借から変わっておりますよね。今回はやっぱりコロナの関係で、これはプラスの部分としてお金が入ってきたことで一借が消せることにもなったし、それを当てにしなくてもお金を回せるような状況になっているので、ここの文言が変わったのかなと思うんですけども、逆

に、これは未来永劫続くものではないと思うし、続いてもらっても困ると思うんですけれども、こういう大きな機器を買って、令和9年までコロナのお金はないわけだと思いたいですし、あっても困ると思うんですけれども、その辺りキャッシュ・フローがきちっと保っていけるのかなということが少し気になっておりますので、この後まだ大きな機械が残っていますよね、手当しなければいけないもの。その辺りのことは今後の、恐らく改革プランとか変更が起こってくる中で御説明いただくのかなと思うんですけれども、ざくっとめどとしては、そこは保てるよという自信の下で出してもらっているのかどうか。今の目先の数字だけで、これ、喜んではいけないのかなというふうな思いもありますので、ちょっと慎重に御説明いただきたい。

○高浜総合病院総務課長　このMRIの更新事業につきましては、先ほど説明したように新改革プランの計画に基づいてでございます。ですので、新改革プランでは設定年度までは資金不足にならないという計画で組んでいまして、決算と今回の補正により、計画よりも資金については状態がよくなっておるということですので、今後、新改革プランのとおり医業収支、病院経営が行くのであれば、新改革プランの計画の年数では資金不足に陥らないと思っております。ただ、コロナ後の医業収支がどのようになるのかで、一般質問でもお答えしましたが、病床のいろいろ、規模や、病院の規模を検討していかなければならない状況になるかと思えます。

○南委員長　よろしいですか。

○三鬼議長　先ほどの濱中委員の質問と同じくらいになるんですけど、委員長が一般質問でも取り上げておりましたけど、今回、MRIの更新事業の1ページの予算第5条の債務負担行為の中で、実際、入札が終わればMR機器代は企業債となるもので機器代の金額がはっきり分かるんですけど、入札に差し支えなかったら1億4,850万か、この中の機器代としてはどういった見積りをしておるのか、入札に影響ないようでしたら、メンテ代がかなり要るようなことを一般質問でも答弁しておりましたけど、その辺、もしあれやったら教えてください。

○高浜総合病院総務課長　入札に関しての公告の仕様はこれからなんですけど、新改革プランに基づいての機器本体の設定は9,900万でございます。

○南委員長　よろしいですか、議長。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　特に病院の経営については、コロナの功名じゃないんですけれども、

一時借入金がこの9月補正で解消されたということは夢にも思わなかったことですので、甘んじてこれにせず、一生懸命、常日頃の先を見通した病院経営に努めていただきたいと思います。ありがとうございました。

これで当委員会の予算審査は終了いたします。金曜日、24日やな、金曜日は。24日から決算のほうへ入りますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(午後 3時08分 閉会)